

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年九月九日

## 目次

監査委員告示

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置

(監査委員)

ページ

## 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事及び岐阜県教育委員会から平成二十年度包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により次のとおり公表する。

平成二十一年九月九日

岐阜県監査委員	野村保夫
岐阜県監査委員	足立勝利
岐阜県監査委員	帆刈信一
岐阜県監査委員	水谷雄二
岐阜県監査委員	神戸正雄

岐阜県知事及び岐阜県教育委員会から通知のあつた措置の概要は次のとおりである。

平成20年度 包括外部監査の結果及びこれに対して講じた措置

財政的援助団体等の財務に関する事務の執行について

(財) 花の都さふ花と緑の推進センター

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p>【ビジョンの明確化と採算性】</p> <p>バラ園など観光施設としての機能を有する施設とその他のエリアを区分し、その目的に応じ採算性などを検討していく必要がある。</p> <p>具体的には、現在は公園全体を利用す</p>	<p>将来にわたつての公園のあり方を採算性の観点等も踏まえて検討していき、区域有料が施設有料かについては、公園計画策定時(平成7年度)において検討されており、施設有料の方法は、料金の複数回数の徴収が利用者</p>

るサービスの対価として入り口で料金を徴収しているが、今後は/バテ園(植物園)や観光施設としての展望台(タワー)などを都市公園部分(無料)と分離し、それぞれ料金を都市公園部分は無料、観光施設についてはそれぞれ料金を徴収する方法に変更し、目的に応じ採算性を二タリソングするとともに、それぞれの施設の設置運営の継続性を検証する必要がある。

【財団の今後の方向性(財団の必要性)】  
県と可児市の運営負担の割合を見直し、公平に費用負担するよう努める必要がある。

「花フェスタ」等のイベントが無い場合には、費用対効果の考えで維持管理に関する支出を縮小する必要があると考えられる。

また、県と財団が密接な関係であることは指定管理者制度における公平性を著す可能性がある。今後、県と財団との関係を整理し、自立性を確保すると共に、指定管理者制度による民間業者の参入により財団存続の必要性が乏しくなった場合には財団の廃止を検討する必要がある。さらに、現在の活動内容が、主として県の施設の管理や県からの受託事業である状態では公益性に乏しい状態であるため、税制上の優遇措置等がある公益財団法人・公益社団法人に移行することは困難であると考えられる。従って、財団は、現在の業務内容から、今後公益法人制度改革により公益財団としての存続が困難であることも考慮し、財団の必要性を検討(財団の廃止)するべきである。

【花の都ぎふ推進基金】  
財団が行う事業については、県民の負担を最小限にするために、基金の使用を

に実際以上の負担を感じさせることから取りやめとなったものです。しかし、現在は計画策定時には想定外であった指定管理者制度が導入されており、それぞれの施設の目的に応じ採算性を是非二タリソングし、施設の設置運営の是非を検証していきます。

花フェスタ記念公園は県営公園であり、地元市町に対して費用負担を求めることは考えておりません。

なお、費用対効果の面から、平成21年度については、指定管理料について、イベント・広報の費用を削減したほか、維持管理費についても削減を図り、平成20年度に比し103,523千円の節減を図りました。

また、財団のあり方については、現在、財団の主たる業務となっている公園管理業務について、県において、財団を指定管理者とする特定者指名方式から、平成23年度以降は公募方式による指定管理者制度の導入を念頭に検討しており、それと並行して、平成20年度から県が取り組んでいる「外郭団体に対する県関与の抜本的見直し」の中で、当該財団についても今後のあり方を検討しております。

花の都ぎふ推進基金は、県の「花の都ぎふ」運動の促進を目的とした基金であり、基金を運用しその運用益によ

優先させ補助金及び受託料の支給を停止させるか、または補助金及び受託料により発生した過去の剰余金である基金相当額を県に寄付(返還)する必要がある。現在適用されている規程では基金の使用目的に公園の維持管理費等が含まれていないため、今後基金を維持管理等に使用、または、実質的に過去の剰余金相当額である基金を県へ寄付(返還)することはできない。従って、県は理事会に働きかけることにより規程を変更させ、基金相当額について整理し、資金を県民のために有効に活用する必要がある。

【PR活動】

PR活動の効果の測定として、PR活動によりどの程度周知されているかなどの効果の測定を行っている。公園の知名度普及のためのPRであるから本来、来場者に対するアンケートを実施し、如何なる広報(新聞、テレビ、ホームページなど)により公園について知ったかなどの情報を収集する必要がある。

現在実施しているアンケートの内容をさらに充実かつ回数を増加させ、PR活動の効果の測定を行い、さらには来場者だけではなく、無作為に抽出した県民に対して、公園の知名度、印象などのアンケートを実施する必要がある。

また、採算性の向上のため、冬季は現在常時開設している2つのゲートを1つにするなどのコストカットを行わずにはならない。PR活動を通じ、来場者を拡大させるか、維持管理の規模を縮小させるかの判断が重要であるといえる。

り、地域及び県民の活性化に役立ててまいりました。

現在では、「花の都ぎふ」運動は、県民への定着が図られつつあり、今後は民間主導での活動が期待されることから、基金造成等の際の岐阜県負担分について、理事会の承認を得た後、県に寄付することとしております。

従来から年2回、直接聞き取りにより来園者の満足度調査等のアンケートを実施しており、平成21年も6月に実施し、10月にも実施する予定です。年齢、性別、住所等の基本事項、施設管理運営に関する満足度、公園を知ったきっかけ、来園のきっかけ等について調査したところ、「以前から知っていた」(41.4%)、「家族、友人から聞いた」(21.3%)という回答の他、「新聞・テレビ・ラジオの記事・番組を見て」(9.9%)、「新聞広告を見て」(8.0%)という結果でした。今後とも、キャンペーン会場やアンケートを実施し、公園の運営に役立ててまいります。コスト削減のためにゲートを閉鎖することは、公園の風評の低下を招くことから実施しませんでした。試行として平成21年1月中旬に東ゲートを閉鎖して、その影響を調査したところ、来園者への特段の混乱は無いという結果が、一部出店業者から営業上のクレームがありました。今後とも採算性の観点、風評問題、来園者の利便性等多

<p>面から慎重に検討を重ねてまいります。</p>	<p>事<sup>19</sup>人（非常勤17人）に就任いただき、財団や花フエスタ記念公園の管理運営について意見をいただいております。</p>
<p>【指定管理者制度における事業評価】 事業評価は客観性を担保するために項目ごとに数値化し、点数をつける方法が客観性があり好ましいと考えられる。また、財団は事業報告書を作成し、その中で事業計画と事業の実績等を比較しているが、単に結果の報告資料であり、事業評価とはなっていない。 今後、事業評価の正確性及び客観性、検証可能性のため、街路公園課は事業評価基準を作成し、各項目を5段階に評価するなどの点数を用いるなどの方法を用いるべきである。 その他に県民に対して無作為アンケートを行い、会場経験の有無や評判、施設の必要性などを5段階程度で評価し、各種要望などのソフト面のニーズを把握し経営に役立てる必要がある。</p>	<p>現在、県で統一した指定管理者（業務）の評価方法（評価の観点、評価項目等）について検討中であります。これが決定しましたら、次回よりこれに沿って評価を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>【指定管理料の決定方法】 指定管理料の決定時に指定管理業務に費やされる支出予定額を正確に吟味するとともに、3年間の指定管理料を定額にするのではなく、常時見直し、当初予算と事業規模が乖離した場合には金額を改定する必要がある。</p>	<p>平成19年度においては、命令権者の押印漏れが散見されたため、平成20年度より命令簿を総務課へ提出する前に、各個人及び上席者において再度命令印の確認を行うよう徹底しております。総務課においても複数人によるチェックを徹底して行っております。</p>
<p>平成21年度において、公園施設の管理についての検討を行い、管理水準について必要最小限の圃地管理を実施することで経費削減に努めたほか、公園の利用促進を図るために実施していた外部イベントの廃止、広報活動の縮小等を行い事業規模の圧縮を図ることにしました。 この結果、平成21年度の指定管理料について、平成20年度に比べ103,523千円を減額しました。</p>	<p>【時間外勤務簿、休日勤務及び夜間勤務命令簿の記載】 「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の命令権者の印、命令権者の捺印の押印漏れが散見された。 上席者は時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務時間の正確性をチェックし、チェックが完了したことを証拠として残す意味で「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に承認印を必ず押印することが必要である。 こうした運用上の誤りを回避するためには、次のような対策を講じるべきである。 (ア) チェック実施者を複数とし相互牽制機能を働かせる (イ) 庶務担当者による月次チェックの前に、各職員本人による確認を周知徹底する</p>
<p>【非常勤理事の出席状況】 理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくべきである。</p>	<p>【県派遣職員の給料の処理】 県派遣職員の人件費も財団で負担すべきであり、必要とあらば同額だけ補助金受取額を増額すべきである。</p>
<p>財団や花フエスタ記念公園の管理運営において、広く意見を求めることが必要であり、そのために県内の各界・各階層より選定した団体の代表者をお願いしております。 平成21年3月の役員改選時にも、前述の方針により協議検討した上で、</p>	<p>県派遣職員に係る人件費等の経費負担については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条第2項及び「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」第4条第1項に基づき果が負担することとしております。</p>

<p>【花の都ぎふ推進基金助成事業の助成期間を超過した補助】 補助金交付要綱によれば、補助金の助成期間は連続2年以内とされているが、過去の補助金交付先に連続2カ年超えて補助金が交付されている類似性の高い団体が存在しており、実質的には規定する要件に合致していないものと判断される。財団がこの積極的な地域活動を今後支援するということであれば、要綱の要件を改定することが必要である。または、補助金交付の機会の公平性を考えるならば、当団体に対する補助金の交付は取りやめ当団体が属する市と地域住民による自主財源で行っていく必要がある。</p>	<p>類似性の高い団体及び近傍地での施工箇所ではあったが、あくまで別団体であり、同一箇所ではないことから助成対象としたものです。申請書等に実施箇所を明確に記載するように、平成21年2月に要綱等の改正を実施し、よりの確に審査できるようにしました。</p>	<p>実施すべきではないか。 何件かのサンプルを抽出し事業現場に赴き徴収資料に虚偽の報告がないかの視察を実施しその報告書をまとめるべきである。また、補助金の交付趣旨に適合した事業が行われているかチェックをすべきである。特に複数年にわたり補助金を交付している先については現場視察を実施し、徴収資料の内容の確認と補助金の交付趣旨に適合した事業であるかのチェックをすべきである。</p>	<p>でも、実績報告のあった助成団体について現地確認を実施しており、今後引き続き抽出により現地確認を実施します。</p>
<p>【花の都ぎふ推進基金助成事業の支出明細書の算出基礎が不明瞭】 実績報告の支出明細書の様式が統一されておらず明瞭性に欠ける。今後は様式の統一が必要である。その際、物品の購入単価と数量を明記し算出基礎を明確にし、財団ごとと比較可能性を確保することが求められる。財団はこのように作成された書類をチェックする際、単価が不当に高くないか、無駄な支出がされていないか等調査することが必要である。</p>	<p>平成21年2月に要綱等の改正を実施し、申請書・実績報告書等の様式を統一し、書面で確認できるようにしました。</p>	<p>【花フェスタ記念公園の公園管理運営委託】 委託業務について、委託先は非常に限定的であることに加え落札率も高水準で推移しており、入札の実効性が確保されていない可能性がある。そのため指名業者を再検討するなど、入札の実効性を確保できるよう改善する必要がある。</p>	<p>現在においても入札制度の趣旨を踏まえ、(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター会計処理基準に基づき適正に入札参加数を確保し、厳正に委託先を決定してまいります。公園管理業務の特殊性から指名できる業者そのものが限られることもあります。 なお、地元経済振興の観点から近隣の業者を優先しつつ、参加者の広域地域での選定や参加者数を増やしてまいります。</p>
<p>【大垣 花華回廊事業の補助対象外経費】 事務局費の領収書が添付されておらず、その内容が明確でないにも係らず補助対象経費として認められていた。 このような経費は内容が不明瞭であるので補助金交付団体に問い合わせて補助対象経費として良いか検討すべきである。</p>	<p>平成21年2月に要綱等の改正を実施し、申請書・実績報告書等の様式を全て統一し、事業に要した経費が明確に把握できるようにすると共に、助成対象経費を限定列挙して明確にしました。</p>	<p>【花フェスタ記念公園イベント関連業務委託】 14件のイベント実施委託が行われているがその効果は芳しくなく、その実施の良否に関し適宜適切な検討が行われていない。 財団では各種のイベントを実施することで公園の周知や入場者数の増加を図っているが、費用対効果が認められない。そのためまずイベントの開催に関し見直しをした上で、今後イベントを開催するにあたってはその中身や採算性を慎重に吟味すべきである。</p>	<p>年間のイベント・広報の企画・実施を同一業者に一括して委託することで統一感を持ったイベント・広報をより効果的かつタイムリーにPRできるというメリットがあります。2年間同一イベントをイメージキャプチャとすることで公園のイメージアップにもつながりましたが、来園者ニーズに対してより細やかな対応が反映しにくいことや所要額が高額でもあることから、平成21年度は年間委託を廃止しました。 今後とも、費用対効果面を検討しながら、パワの公園に相応しい職員による手作りイベント、地域に根ざしたイベントを企画・運営します。また、地元自治体、団体主催イベントや持込み</p>
<p>【花の都ぎふ推進基金助成事業の現場視察】 当該事業の検査について、現場視察も</p>	<p>平成20年度助成事業については、助成団体に対し抽出により現地確認を実施しました。また、平成21年度におい</p>		

<p>【花フェスタ記念公園広報関連業務委託】 広報活動に対しても多額の委託料が支出されているが、その効果は不明である。そのため広報活動についても改めて見直しをした上で、今後は効果のあるものだけに限定して行うべきである。</p>	<p>イベントを積極的に誘致します。</p>	<p>固定資産と物品の適切な区分を行っています。</p>
<p>【資産管理体制の整備】 保有する資産に關しまだ不明な点が存在する。 例えば西ゲート発券機は一部がレンタル品であるにも拘らず自己所有資産用の備品シールを誤って貼っていたり、茶室の手提げ金庫は同種の現物が2つあるにもかかわらずリストラ上は1つとなっているなどである（1つは消耗品扱いとしてリストラ計上されていない）。そのためまず財団として所有している資産を明らかにして、適切な資産管理ができる体制を整える必要がある。</p>	<p>公園でのイベント・広報を早期に、効果的にPRするため、年間のイベント・広報業務を同一業者に一括して委託していました。2年間同一タレントをイメージキャラクターに起用してテレビCM、新聞広告等でPRすることで、公園をより強くPRすることができ、来園者の増加につながりました。公園のイメージづくりが醸成できたこともあり、平成21年度は年間委託を廃止しました。 今後は、地元新聞社、放送局等の報道機関との連携をさらに強化し、定期的な情報提供による広報の展開やホームページを充実し、リアルタイムの公園情報を提供していくことに努めます。</p>	<p>ジラム簡易スチージャやノートパソコンなどは固定資産として計上されている資産であるにも拘らず、物品として管理されてしまっている。そのため固定資産と物品を適切な区分した上で管理を徹底するよう改善する必要がある。</p> <p>【備品票】 備品票が貼付されていないものが散見されるため、財団所有の資産については備品票を貼付し適切に管理する必要がある。</p> <p>【固定資産、物品の台帳整備】 物品品目別一覧表に固定資産と物品が混在している。 物品品目別一覧表には固定資産として計上されているものは含めずに作成して管理する必要がある。 また、レンタル物品も物品品目一覧表に混入してしまっているが、レンタル物品に關しては自己所有資産と区分して管理する必要がある。</p>
<p>【固定資産と物品の区分】 固定資産と物品の区分が適切になされていないものがある。物品とは有形固定資産以外の物と定めているため固定資産として計上されている資産に關しては物品として管理するのではなく固定資産として管理すべきである。しかし、ミュー</p>	<p>備品管理については、備品異動があった場合、備品登録・廃棄等の調査作成台帳変更 シール貼付（新規の場合）の業務を行っています。また消耗品扱い（2万円以下）で購入したものであるについては、備品シールを貼付していません。 従って、レンタル品については、自己所有資産と区分して管理しています。なお、手提げ金庫については、備品として管理し、備品シールを貼付済です。さらに平成20年度中に財団固定資産・備品調査を完了し、固定資産台帳・備品台帳は修正済みです。</p>	<p>【固定資産、物品の現物照合】 平成19年度は、固定資産の現物との照合が実施されていない。 固定資産の現物との照合は毎年必ず実施する必要があります。 また、現状では照合に当たり現物の有無のみを確かめており、陳腐化していないかなどの状態の確認や、遊休資産かかなどの使用状況の確認がなされていない。使用状況の確認も併せて実施すべきである。 物品の現物との照合も平成19年度は実施されておらず、毎年必ず実施する必要があります。その実施にあたっては物品の状態や使用状況にも留意する必要があります。</p>
<p>備品購入時に、10万円以上を固定資産台帳に、2万円以上10万円未満を備品台帳に各々記載するのが原則ですが、一括した管理を行った方が便宜上漏れがないことから、備品台帳には固定資産分も記載していました。平成20年度中に固定資産台帳・備品台帳を修正し、</p>	<p>備品購入時に、10万円以上を固定資産台帳に、2万円以上10万円未満を備品台帳に各々記載すべきですが、一括した管理を行った方が便宜上漏れがないことから、備品台帳には固定資産分も記載してしましました。平成20年度中に財団固定資産・備品調査を行いました。なお、調査時には使用状況も同時に確認し、適正管理に努めています。</p>	<p>平成18年度に現物実査を行いました。平成20年度は21年1月中旬より財団固定資産・備品調査を行いました。なお、調査時には使用状況も同時に確認し、適正管理に努めています。</p>

<p>平成19年にプリンター2台を処分したとして物品不要決定調書で廃棄の決裁を受けているが、当該資産は台帳上1台しか所有していないこととなっている。廃棄の決裁段階においても台帳との整合性を確かめて実態に即した処理をするよう修正する必要がある。</p> <p>さらに、固定資産の売却、撤去、廃棄に関する理事長への報告書が作成されていない。そのため今後は規定に従って適切に実施する必要がある。</p>	<p>い会館にあり、本部分と公園事務所分それぞれ台帳整理を行っています。平成18年度に財団本部が花フェスタ記念公園内に移った際に生じた、プリンター1台の不具合については、台帳の統合整理時の記帳漏れと思われる。平成20年度中に台帳整理を完了し、適正な管理に努めています。また、備品廃棄時には、規定に従い理事長への報告書を作成しています。</p>
<p>(財) 岐阜県建設研究センター</p> <p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>
<p>【各事業区分における原価計算】</p> <p>事業に係る人件費が各事業に配賦されていないため、事業ごとの適正な原価計算が作成されていない。本来、各事業ごとに適正な収支を把握するために、事業ごとに人件費の工数等を集計し、実際に事業に費やしたコストを集計記載する必要がある。</p> <p>財団の事業に係る支出金額の多くは人件費が占めており、事業成果を正しく認識するために、事業に係る重要経費である人件費を適正に配賦(直課)し、適正な事業収支(管理費控除前)を把握する必要がある。</p>	<p>平成21年4月1日より各事業に係る人員配置を基に人件費を配賦し、事業収支を把握・管理できる管理表を作成し適正な執行管理を行っています。</p>
<p>【設計精算等事業の採算性】</p> <p>人員が過剰であることは、作業効率を悪化させる原因であるといえるため、業務量に応じた適正な人員数に調整する必要がある。また、1時間あたりの人件費単価についても標準単価に比べ高額であるため、人件費単価の引き下げ、人員の入れ替えを実施する必要があるといえる。</p>	<p>平成19年度から平成21年度にかけて県職員を22名から11名へ、フロバー職員を45名から37名へ削減するなど人件費の削減を行いました。</p> <p>また、平成19年度の6部1センター4事務所体制から平成20年度の4部1センター1事務所1支所体制へ、さらに平成21年度からは岐阜事務所を本部に統合するなど組織を再編し、4部1</p>
<p>【財団の今後の方向性及びあり方】</p> <p>財団は、県内の市町村からの役員の就任または出捐金の一部出捐を依頼することにより、業務の効率化等が促進されると考えられる。委託元である各市町村に対して財団への関与を依頼し、連携を図ることにより、受託業務を効率化し赤字を減少させ財政状態の健全化を図る必要がある。</p> <p>財団は県との密接な関係を見直し、財団として自立した団体として存続する必要がある。現在のように、県から財団人員の1/3程度にあたる人員を派遣している状態を解消するとともに、一部補助金の受給で運営している事業(データセンター推進事業)等についてはその事業の必要性及び効率性を吟味し、必要があれば事業を県に移管し、財団は積算業務を中心とした業務を行う県から自立した団体となる必要がある。</p>	<p>支所体制とスリム化し、事業効率の向上を図りました。</p> <p>財団の業務は市町村の建設行政に係る事務事業の補完・支援であることから、市町村のニーズ・要望や市町村が抱えている課題を汲み取るための意見交換の場として運営委員会等の組織を設置することを検討していきます。</p> <p>また、市町村が抱える課題の解決や効率性、経済性を向上するため事業の共同化や各種シナジーの共同開発・運営を提案するなど市町村との連携の強化や財団の財政状況の健全化を図っていきます。</p>
<p>【非常勤理事の出席状況】</p> <p>理事会の意思決定に参加できない名目的な理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくべきである。</p>	<p>県派遣職員は平成19年度の22名から平成21年度は11名へと削減しています。さらに、データセンター事業に係る人件費補助金については平成21年度から廃止されました。</p> <p>また、県から受託している各シナジーの維持管理業務については、今後、県と協議を行い県とセンターの役割分担を明確にしていきたいです。</p>
<p>【出勤簿と週休日・休日の振替え等の通知書、休日代休日指定簿との不整合】</p> <p>書類作成の不備が発見されたので、今後ルールに則った処理が必要である。</p> <p>(7) 休日出勤のため、休日代休指定簿により代休申請をしているが、出勤簿上適切に反映されておらず誤った記載となっていた。</p>	<p>理事会の開催にあたっては理事、監事との日程調整を十分に行い開催しております。(平成21年3月開催の理事会は理事・監事19名中13名の出席)</p> <p>また、公益法人制度改革に伴う役員構成の見直しにより理事の人数の削減を図っています。</p> <p>平成20年11月に適正な事務処理を行うために具体的な例を挙げ、担当職員の教育の実施及び全職員に周知徹底を図りました。</p>

<p>(4) 土曜日、日曜日に出勤した時は、週休日・休日の振替え等の通知書により代休申請をするルールであるが、祭日に出勤した場合に使用する休日代休指定簿により代休申請を行っており、誤った使用をしておりルールに従った運用がなされていない。</p>		<p>の観点から各部門の事業費、管理費に按分し計上すべきである。</p>	
<p>【時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿の承認印】 「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」において、命令権者の印、命令権者の捺印の押印漏れが散見された。 上席者は時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務時間の正確性をチェックし、チェックが完了したことを証拠として残す意味で「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に承認印を必ず押印することが必要である。運用上の誤りを回避するためには、以下のような対策を講じるべきである。 (ア) チェック実施者を複数とし相互牽制機能を働かせる (イ) 庶務担当者による月次チェックの前に、各職員本人による確認を周知徹底する</p>	<p>平成20年11月からチェック実施者を複数とし、確認・相互牽制ができる体制としました。 また、総務課への報告前に各職員が内容確認するとともに、総務課においても複数でチェックを行っています。</p>	<p>【委託料】 指名競争入札の実効性が確保されていない可能性が高い。そのため指名業者の選定を見直すなど入札の実効性を確保できるような仕組みに改善する必要がある。 また、GISシステム関連の維持管理・更新等システム関連業務の委託に関しては、当初の委託先が著作権を保有していることや開発元によるノウハウの優位性等から一者随意契約の件数も多く金額も多額に発生している。そのため一般競争入札が原則であることに立ち返り、一者随意契約により委託している事業の範囲について再度見直す必要がある。</p>	<p>入札事務手続きは県に準じて適正に実施しているところですが、平成21年度から再度、指名業者の選定方法等について検討を行います。 また、委託事業の事業範囲を分割して競争入札ができないかを検討していきます。</p>
<p>【正味財産増減計算書上の退職給付費用の計上】 正味財産増減計算書上、退職給付費用は計上されるが、現状では一般会計（受託部門）の(2) 経常費用 事業費に退職給付費用の全額22,597千円が計上されている。 財団の決算書は一般会計（受託部門）、一般会計（建設研究部門）、GIS特別会計の部門別に作成されている。各部門の経常費用は 事業費と 管理費からなる。退職給付費用の全額22,597千円は適正な期間損益計算の観点及び適正な部門計算</p>	<p>平成21年度より一般会計(受託部門)について事業費、管理費に按分し計上するよう改善しました。その他部門については新公益法人化に向けた事業の再編に合わせ検討していきます。</p>	<p>【資産管理体制の整備】 現在保有している備品等に關し十分に把握できていない点がある。 例えば廃棄済みの処理がされているにもかかわらず現物が存在するものや、台帳上計上されているにもかかわらず現物の所在が把握できていないものなどが散見される。そのため、センサーで保有している資産の実態を早急に把握し適切に管理できる状態に整備する必要がある。</p>	<p>平成20年11月に現在保有している資産の確認作業（現物実査等）を実施し関係書類の整備を行い、適正な管理を行っています。</p>
<p>【備品票】 貼付されていないものや、貼付されていても過去の備品番号や整理番号が付されたままになっていたり、混在している。そのため備品票についても</p>			<p>備品について平成20年11月に現物実査作業を実施し、適正に備品票を貼付し管理していきます。</p>

<p>なく貼付し適切に管理する必要がある。</p> <p>【固定資産、物品の台帳整備】 固定資産台帳に計上されている固定資産が備品管理台帳にも記載されているなど重複している部分がある。そのため固定資産と物品とを適切に区分した上で、固定資産は固定資産台帳、物品は備品台帳及び物品受払台帳に計上し適切に管理する必要がある。</p> <p>また、県所有資産でセンターが管理しているにすぎないものなどは別に管理資料を設けて管理する必要がある。</p> <p>さらに、過年度に廃棄済みのものは削除して台帳整備すべきである。</p>	<p>平成20年11月に固定資産、備品について現物実査し、規程に基づき固定資産台帳、備品台帳、物品受払台帳を整備し適正に管理しています。</p>	<p>適切に書類整備等も実施する必要がある。買取り額の明細や業者名、業者の押印等整ったフォームで見積りをとったうえで、その金額の妥当性等の検証を行うよう改善する必要がある。</p> <p>さらに、固定資産の売却、撤去、廃棄に関する理事長への報告書が一切作成されていないため今後は規定に従って適切に実施する必要がある。</p> <p>【ETCカードの利用】 ETCカード使用申請簿に押印もれや押印誤り、記載もれや記入誤りが散見されたので、申請簿への押印や記入方法に関し周知して適切に管理運用すべきである。</p> <p>また、県の「有料道路通行料の支給」の規程が改定され旅行命令者の承認があれば有料道路の利用が可能となっているため、センターの申請簿もこの変更を反映した様式に改定した上で取扱も変更する必要がある。</p> <p>平成20年11月に適正な事務処理を行うために職員に周知徹底を図りました。また、平成20年11月に、県の規程に適用できるようにETCカード使用申請簿を変更しました。</p>
<p>【固定資産、物品の現物照合】 固定資産は固定資産台帳と現物、物品は備品台帳及び物品受払台帳と現物の整合性を確かめるものとされているため、これに従って実施するよう改善する必要がある。</p> <p>資産の状態や使用状況の確認に関しても適切に実施し記録する必要がある。</p> <p>また、実査の際に現物と整合させる備品台帳には物品の細目に関する記載のないものが多く現物との照合が困難であるため、現物との照合を容易に出来るよう細目に関しても必要十分な記載をすべきである。同様に、保管場所に関しても必要十分な記載をすべきである。</p> <p>加えて、整理番号も現物に貼付されている備品票の管理番号と整合しないものがあるため、正確な備品票の貼付や台帳整備といった管理を適切に行う必要がある。</p>	<p>平成20年11月に固定資産、備品について現物実査し、規程に基づき固定資産台帳、備品台帳、物品受払台帳を整備し適正に管理しています。</p>	<p>(財) ソフトピアジャパン</p> <p>結果の内容</p> <p>【ソフトピアジャパン進出企業経営支援事業】 財団は、首都圏等で開催された企業展や製品展示会等へ出展した入居企業に対して、出展後3ヶ月及び半年といった一定期間経過した時点での商談件数を集計し、事業に対する効果を測定する必要がある。</p> <p>【地域中小企業競争力向上支援事業】 「経営相談支援事業は、具体的にはホームページ作成やエクスセルなどのアドバイザーをコーディネーターが行うもので</p> <p>民間ITベンダーで実施可能なシステム構築分野の支援は対象外とし、民間企業では採算に合わないためケアが十分な、中小・零細企業を対象とし</p> <p>左記に対して講じた措置</p> <p>20年度出展分については1月に事業効果測定のための調査を実施しました。なお、21年度の出展分も直後の調査に加え、出展後、半年経過した時点で調査を実施することとしました。</p>
<p>【固定資産、物品の売却、除却、廃棄】 固定資産を廃棄する際は、必ず残存価値に関する見積りを入手する必要があります。廃棄が適切であったか不明であるため、</p>	<p>平成20年11月より固定資産の破棄にあたっては、必ず見積書を徴収して残存価値を確認、検証しています。また、廃棄に係る事務手続きを適正</p>	<p>に行っています。</p>

あるが、その内容は民間業者でも対応可能な分野であり、県民の負担を強いてまで、中小企業に対する「IT経営相談支援事業」を実施する必要性は乏しいと考えられる。  
財団は再度、現在実施している当該事業内容を吟味し、公共性の高い事業に特化し、民間企業で実施可能な支援事業は民間業者へ移管することにより事業規模を縮小する必要がある。

たビジネスモデル構築、経営戦略策定や業務フロー見直しといった「IT利活用を目的としたコンサルティング」に主体をおいて公共性の高い支援に重点を置くこととしました。

【共同研究開発事業】

財団では、補助金支給に対する効果の測定が不十分である。  
今後、評価表の内容を吟味し、詳細な評価結果を得ることにより、詳細なニーズ等を把握でき、補助金の有効性に寄与するものと考えられる。  
財団は補助金の効果測定を充実させるとともに、補助金の支給後、短期的にしか効果の存続が認められない場合には、岐阜県の財政状態も勘案し、補助金の支給を縮小させるなど対策を検討する必要がある。

財団の研究開発機能の見直しで当該事業は平成20年度をもって終了しました。  
補助金の効果測定のため、共同研究開発事業（共同事業化支援）のフオロアップとして、補助金支給年度の翌年から5年間の売り上げ推移および事業化等の補助金支給効果の追跡調査、知的財産の管理・技術移転等を継続するとともに、有効性を高めるために関連支援機関と連携して事業化に際して補助事業者が抱える課題解決等のニーズに対応して支援を行うこととします。

【共同研究開発支援事業（情報セキュリティ）】  
ノートピアセンターの1室を年間2,077千円で賃借し、プレゼンテーション（年間22回のみ）、研究者ミーティング（年4回）、研究成果についての技術相談指導・迷惑ウイルスターの開発及び開発製品の倉庫のために使用しているのは非効率であるといえる。プレゼンテーション回数の増加や常時展示会場として積極的な展示を行うなど、施設の有効活用を行うべきである。  
また、プレゼンテーション等の実施時における参加人数の集計等の事業評価を適行っていないため、今後は事業評価を通

財団の研究開発機能の見直しにより、平成20年12月に当該室を廃止し他目的（技術開発室）で有効利用されるようにするとともに、プレゼンテーション、研究者ミーティング、迷惑ウイルスターの開発及び製品開発等の研究開発事業を廃止しました。  
今後は、共同研究事業のフオロアップとして、知的財産の管理、技術移転等のみを継続して実施することとしました。

正に行い、効果が希薄な場合は事業の縮小または廃止の検討を行う必要がある。

【地域情報化推進支援事業】  
各市町村が自己の負担でIT講座を開催するべきであり、講師への謝金やテキスト代金等については、各市町村が負担する必要があると考えられる。  
財団は各市町村に対してノウハウ等の提供に留め、講師の派遣、テキスト支給を行った場合には、各市町村より費用を徴収する必要がある。

平成21年度より市町村と共同で実施するIT講座に関して、各市町村に対してノウハウ等の提供に留め、外部講師の派遣、テキスト支給を行った場合には、各市町村より費用を徴収することとしました。

【ノートピアLAN構築事業費支出】  
パソコンは平成19年で71台をリースしており、その他に財団が所有しているものが73台あり、合計で144台財団に常備している。平成19年度の職員数は56名（日雇用職員含む）であり、余剰のパソコンについては予備または研修用として保管している。  
財団の在籍人員及び研修状況から判断すると、現在保有している台数は過剰の傾向がある。今後リプレースする場合には実際に使用する台数を正確に把握し、支出を削減するよう努力する必要がある。また、当該事業は、財団の管理運営に係る費用であるから、本来管理費として会計処理するべきであるため、今後は管理費として会計処理する必要がある。

リースパソコンは必要台数を検討し、7月の契約更新時に45台に削減しました。所有のパソコン73台中老朽化した30台については平成21年3月に廃棄処分しました。残りにつきましては財務会計、人材育成事業など個別業務に使用しており、今後更新に際して必要台数を精査し、台数を絞り込みます。会計処理については、平成19年度まではノートピアLAN構築事業費として予算計上しておりましたが、平成20年度当初予算から、予算科目の見直しを行い管理費の財産管理費として計上しました。

【財団の今後の方向性】  
財団で実施している事業のうち、国庫で財源が確保できる部分については継続して県費の負担を軽減すると共に、その他の事業内容も再度見直し、財団の実施している事業のうち民間で実施可能な事業は民間へ委ね、財団の事業を見直すことにより県費の負担（運営補助金及び事業補助金）を更に減少させる必要がある。今後財団は、更に事業内容を再度見直

(情報産業課)  
財団の方向性については、県の行政改革における議論等を踏まえつつ、効率的な運営を行うための組織のあり方について、引き続き検討を行っていきます。

平成21年度においては、産業人材育成事業に国費事業を積極的に導入して県負担を削減しました。また、産業高

<p>し、県が実施可能な事業については県へ、民間で実施可能な事業は民間へ委ねる事業規模を縮小した上で、公共性、効率性の観点から真に必要な事業に特化した効果的な組織として存続していく必要があると考えられる。</p> <p>また、財団実施の事業に対する事業評価は、各事業について個別に統一の形式で点数等を用いた手法等は用いておらず、客観性に乏しい評価方法であるといえる。客観性を確保した事業評価方法の確立と共に、各事業の必要性について重要な意思決定を行う岐阜県が十分にモニタリングすることが必要であるといえる。</p> <p>県及び財団は、財団の方向性について検討し、今後の実施事業（平成20年度からのコア事業（人材育成事業、産業高度化支援事業）等）について、財団の実施事業のうち民間で実施可能な業務については民間へ委ね、財団でのみ実施可能な財団固有の業務の有無を確認して財団の方向性を吟味し、効果的な組織運営を行う必要がある。</p>	<p>度化事業は入居審査業務を指定管理者に移管し、入居支援事業等真に必要な事業に絞り込みました。事業規模を縮小した結果、人員についても17人を削減し、スリムで効果的な組織に改組しました。</p> <p>今後は更に財団そのものの方向性について、県行財政改革推進本部の議論をもとにさらに県と協議していきます。</p> <p>事業評価については、外部評価委員の率直な評価、提言をいただいておりますが、さらに客観性、具体性を担保するため、点数評価などの新評価方式の導入について検討します。</p>
<p>【非常勤理事の出席状況】</p> <p>理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくべきである。</p> <p>【理事の代理出席、書面表決】</p> <p>欠席者について代理出席も書面表決もしていないときがある。</p> <p>欠席理事については代理出席または書面表決を促し、少なくとも情報交換を交わすようにすべきである。</p> <p>【固定資産、物品の台帳整備】</p> <p>廃棄済みのものは台帳や一覧からは除くべきである。</p> <p>【固定資産、物品の売却、除却、廃棄】</p>	<p>処分決定通知書（案）に日付の記載もれが見られるため、適宜記入する必要がある。</p> <p>固定資産の売却、撤去、廃棄に関する理事長への報告書が一切作成されていない。そのため今後は規定に従って適切に実施する必要がある。</p> <p>【リース資産の管理】</p> <p>リース資産に関する台帳の整備としては不十分である。また各リース資産に管理ナンバーは付されており管理票の貼付もなされていないことに加え、現物との照合も実施されていない。</p> <p>毎会計期間に1回以上は台帳と現物を照合し記録して適切に管理する必要がある。</p> <p>（財）岐阜県健康長寿財団</p>
<p>理事の任期が平成22年3月末であることから、改選期には現在の財団の規模に見合った定数とするともに、人選を検討して地域に密着し機動性のある構成とします。</p> <p>欠席者については、代理出席や書面表決を促すようにしました。また、平成21年3月16日開催の理事会から欠席者に対する情報提供を行いました。</p> <p>廃棄済みのものは、平成21年3月までに台帳からは除却しました。なお、一覧表への出力についても現物実査時に作成しました。</p>	<p>【非常勤理事の出席状況】</p> <p>理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくべきである。</p> <p>【理事の代理出席】</p> <p>平成14年度の包括外部監査の指摘事項として、欠席理事については代理出席を促し、少なくとも情報交換を交わすようにすべきである、との指摘があったにもかかわらず、指摘事項が活かされていない。引続き制度の活用を促す必要がある。</p> <p>【監事の出席状況】</p> <p>監事において、監事が2名とも欠席し、監事が不在の中で理事会が開催されている場合があるので、理事会が適正に</p>
<p>【非常勤理事の出席状況】</p> <p>理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくべきである。</p> <p>【理事の代理出席、書面表決】</p> <p>欠席者について代理出席も書面表決もしていないときがある。</p> <p>欠席理事については代理出席または書面表決を促し、少なくとも情報交換を交わすようにすべきである。</p> <p>【固定資産、物品の台帳整備】</p> <p>廃棄済みのものは台帳や一覧からは除くべきである。</p> <p>【固定資産、物品の売却、除却、廃棄】</p>	<p>包括外部監査実施後の処分決定通知書には日付を記載し、平成20年度除却分については理事長に報告しました。</p> <p>平成21年度より処分決定通知書に日付もれないように決裁段階で照合することとしました。また、固定資産の処分にかかる報告書についても作成することとしました。</p> <p>平成21年3月までに台帳整備を行いました。また、現物実査を実施し、その際に管理票を貼付し、リース資産の管理を徹底しました。</p> <p>左記に対して講じた措置</p> <p>財団の理事数の削減については、今後、検討していきます。</p> <p>理事本人が出席できない場合は、他の理事以外の代理人にも表決を委任できるように、平成21年4月に寄附行為を変更し、欠席理事については、代理出席を促すようにしました。</p> <p>監事について、事前に日程調整を行い、理事会へ出席してもらうよう改善しました。</p>

<p>行われていることを対外的に明確にするため、監事の出席について今後留意する必要がある。</p>	<p>【会費の未収入金額】 未納者に対する請求、様子見期間、除名等の適用は、予め一定のルールを定めこれに基づいて行うことにより公平を図るべきである。</p>	<p>平成21年4月に財団法人岐阜県健康長寿財団会員規程の一部を改正し、除名等の期間を具体的に定め、会員間の公平を図りました。</p>	<p>さらに、当該事業実績書や関連証憑をチェックする当財団担当者側でも、これらの点に留意して厳正にチェックすべきである。</p>
<p>【土地の所有】 財団は所有する2区画土地、合計886.59㎡を県又は他の適切な団体に寄付又は譲渡することにより土地の有効活用を機会を増やすとともに、今後は必要な補助金をそのまま受ける方向で働きかけるべきである。</p>	<p>財団所有の土地の有効活用については、補助金制度と併せて、今後検討していきます。</p>	<p>【大量の往復はがきによる総会等の出欠確認】 友の会において、総会と全体研修の出欠確認のために会員全員に対して往復はがきによる通知を行っていたが、参加率は例年低水準であり、この実施方法は非効率であるといえる。 事前に行われる研修の際における案内配布や、役員による案内配布、会員間の連絡網等による周知など、より効率的な方法を採用すべきである。 また、会員間の通信費についても、効率的な方法を指導し、その場合に限り対象経費と認めるようにすべきである。</p>	<p>総会等の出欠確認については、案内配布、会員間の連絡網等に切り替えるよう指導するとともに、効率的な方法が履行されているかどうかを、厳密にチェックしていきます。</p>
<p>【岐阜県温泉協会の事務代行 職務内容の見直し】 岐阜県温泉協会の事務については、現在の財団の事業目的とは何ら関連がないことから、公益性の高い当財団としては対外的に誤解を生じさせないためにも、事務の辞退及び事務所の移転について速やかに県の担当課と協議すべきである。</p>	<p>岐阜県温泉協会の事務の辞退及び事務所の移転については、岐阜県の担当課と協議します。</p>	<p>【財団職員の従事にかかるコスト】 各地域友の会で行われる総会（平成19年度実績合計12回）、役員会（同96回）、研修会（同76回）の全てについて、指導・育成のため、2名の財団職員を中心に最低1名は現場に立会っていた。自主団体の活動に対する関与のあり方としては、過剰なものといわざるを得ない。 このままの事業継続は、地域で自主的に健康づくりの活動を実践するリーダーを養成して活動を各地域で広げてもらうという当初の事業目的に適っていない。 従って、友の会の会費の持続的な自立を促進するためにも、中期的な事業計画を策定し、友の会の自立に必要な指導と並行して財団職員の関与を減らしていくべきである。そのうえで友の会の活動が後退するようであれば、その段階で当該助成金の見直しを検討すべきである。</p>	<p>地域友の会を健康法普及の核として育成していくため、今後とも必要最小限の育成支援を行っていきます。また、自立を促す必要があるため、組織運営等については、指導をしていきます。</p>
<p>【財団の方向性】 財団が単独で団体をこれ以上維持していくのは困難であると考えられる。行政の効率化のためには、県は財団への職員派遣、補助事業及び委託事業の廃止を検討し、併せて財団の存廃についても検討すべきである。</p>	<p>県の関与（職員派遣、財政支援）について全廃する方向で、各事業ごとに廃止又は他団体への移管等の今後の方針を検討中です。</p>	<p>交付要綱において、今年度分から助成対象経費と対象外経費を明確にします。</p>	
<p>【会員が自己負担していたレクリエーション関連経費】 実績報告書の中エックに当たっては、対象外経費に該当するものが含まれていないか否か、また自己負担等の収入による団体の経費負担の減少が生じていないか否かについて十分留意すべきである。</p>			

<p>【青年期における肥満者減少調査研究事業助成金 実績報告書の関連証憑のチェック】 対象経費について、関連証憑をチェックしていません。定額助成であっても、それを上回る経費が助成対象として適正に支出されていたことを確かめるため、関連証憑のチェックを行う必要がある。</p>	<p>関連証憑のチェックを行うよう改善しました。</p>	<p>誤った評価が算かれてしまう (4) 参加者負担料や施設使用料の単価の妥当性の検討の元となる基礎データが歪められ、受益者負担の考え方に則した適切な料金設定が困難となる (5) 管理費が相対的に多く表示されるため、総支出額に対する管理費の割合が高くなり、実態以上に管理業務に無駄が多いという評価がなされてしまう 従って、各事業費に主に従事する課の人件費を合理的な方法で管理費から区分し、各事業費に計上することが、事業の実施・継続に係る意思決定や料金改定を適切に行う上で必要である。</p>	<p>ラジオ番組放送事業については、平成20年度を以て終了しました。</p>
<p>【結核予防普及啓発活動助成金 実績報告書の関連証憑のチェック】 対象経費について、関連証憑をチェックしていません。定額助成であっても、それを上回る経費が助成対象として適正に支出されていたことを確かめるため、関連証憑のチェックを行う必要がある。</p>	<p>関連証憑のチェックを行うよう改善しました。</p>	<p>【ラジオ番組放送事業】 成果の測定が難しく、実際にも番組へのハガキ投稿数ぐらゐしか情報収集されていない。 今後ラジオ放送事業を継続するか否かを再検討し、継続する場合はその放送による効果を何らかの方法により測定し、目的を達成する上で当該事業が他の方法よりも優れていることを明確に示す必要がある。</p>	<p>ラジオ番組放送事業については、平成20年度を以て終了しました。</p>
<p>【県補助金収入（公衆衛生向上対策事業費補助金収入（事業費分）） 県補助金の精算方法】 県は、財団の事業の効率的執行等による対象経費の減少はすべて補助金の精算において反映させることが必要であると考えられる。 従って、県は、補助金以外の充当財源については、少なくとも予算額と同額を確保し、補助金減少金額は対象事業費の減少金額と同額またはそれ以上になるようにすべきである。</p>	<p>平成20年度補助金の精算より、対象経費の減少があった場合には、補助金以外の財源を最大限あててることを指導し、そのように処理されていることを確認しました。</p>	<p>【岐阜県健康福祉祭開催事業】 県健康福祉祭のイベントに係る各スポンサー等への運営費用の支払いについて、負担金勘定が使用されているものがある。本来は委託費勘定が適切であり、その他のイベントについても委託費勘定を使用すべきである。</p>	<p>県健康福祉祭のイベントにかかる各スポンサー等への運営費用の支払いについては、平成21年度から、委託費勘定を使用しています。</p>
<p>【収支計算書の表示 人件費の表示区分】 主要人件費が、管理費に計上されている。事業費に従事人件費が含まれないと、以下のような問題が生じると考えられる。 (7) 事業費が本来その事業実施に必要なコストよりも少なく表示されるため、「コストに見合った収入が得られている」あるいは「県補助金のかからない事業である」といった</p>	<p>人件費の計上区分については、今後、県と協議します。</p>	<p>【固定資産、物品の証憑書類の日付の記載漏れ】 見積書、納品書及び請求書の各証憑書類に日付の記載がないものが散見された。見積時点、検査時点及び請求時点を外</p>	<p>厳格に書類をチェックするように関係職員に周知徹底しました。</p>

<p>部証拠により明らかにするために、必ず業者に対し日付の記載を求めるべきである。</p>	<p>固定資産台帳について、表計算ソフトのチェックを行いました。</p>	<p>が第2ソフトの清算を終了し、平成29年3月までに完済できない場合には、返済不足額は実施要領に基づき償還の免除を受けることになる。つまり償還免除に至った場合には県民の税金によって投入した投資原資の一部が返還されないことになる。</p> <p>県は、財団への貸付金が回収されない可能性があることを包括外部監査人の監査結果報告書のみならず、様々な方法により開示することによって、県民に対する説明責任を十分に果たしていける必要がある。</p>	<p>卓県産業経済振興センターの平成20年度事業報告書の中で、これまで以上に詳細に報告しました。</p> <p>なお、同報告書は、平成21年6月25日開催の同財団理事会で承認を受け、平成21年7月17日に同財団のホームページにおいて公開しました。</p> <p>また、併せて、県のホームページにおいて、平成21年7月23日、同様に公開しました。</p>
<p>【固定資産台帳】 固定資産台帳は、表計算ソフトにより作成されているが、一部必要な箇所適切な算式が入れられていないため償却計算結果が誤っており、出力した台帳を手書きで修正している。これでは、表計算ソフトを利用している意味が失われるため、早急に台帳のメンテナンスをする必要がある。</p>	<p>今後、下呂市との使用貸借契約の解除を行い、県への返還手続きを行います。</p>	<p>【設備導入事業 決算書の入手】 債権管理上は、設備資金貸付先及び設備貸与先から毎期決算書を手入するのが原則であるが、決算書を手入していないため債務者の財務内容が把握できず、その内容によっては債権区分が変わるかも知れない設備貸与先が3件あった。確実に決算書を手入するように努める必要がある。</p>	<p>平成21年2月以降提出の決算書に関して、未提出の企業に、督促を行い、入手に努めています。平成21年4月末に未提出の企業は、債権区分が変わることがないように、未提出分として区分しました。</p>
<p>【貸出資産】 下呂市に貸出している音量システム一式は、本来の使用目的を失った時点で県に返還し他の健康機器と一括して県が所有・管理するのが妥当であり、財団としては、速やかに県への返還手続及び下呂市との使用貸借契約の解除について協議を行なうべきである。</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>	<p>【設備導入事業 債務者の形式区分の基準】 債権管理のルールとして全国的な標準である「設備導入資金債権管理規程集」が示されており、債権の分類方法を「管理規程」の内容に合わせるか、あるいはこれに準じて同等の厳しい内容に見直すべきである。又現在は債務者区分が行われておらず直接債権分類が行われているが、債務者区分を行った上で債権分類を行うべきである。</p>	<p>平成21年6月に全国的な標準である「設備導入資金債権管理規程集」に準じた債権管理規程に改めました。</p> <p>平成21年3月末の債権分類に際して、債務者区分を行い、これを記録して債権分類を行いました。</p>
<p>【非常勤理事の出席状況】 非常勤理事の出席率が低く、毎回欠席している非常勤理事が目立つ。理事には精力的に出席を求めていくべきである。</p> <p>また、真に財団のことを検討できる理事だけに人数を絞るべきであり、今後の公益法人の認定のなかで理事の人数を検討すべきである。</p>	<p>平成20年度に清算した投資事業組合(第1ソフト)及び現在も運用中の投資事業有限責任組合(第2ソフト)の実績及び現状について、財団法人岐</p>	<p>【設備導入事業 債権区分の正確性】 2つの会社を同一人物が経営している場合には、債権分類は個別企業の実態に依りて評価すべきである。</p> <p>慎重な債権区分の検討により、適正な</p>	<p>平成21年3月の決算に係る債権分類に関して、個別企業の実態に依りて企業ごとに評価しました。</p> <p>同様に平成21年3月の決算に係る債権分類に際して、債務者区分を踏まえ</p>
<p>【地域ベンチャーキャピタル支援事業 損失処理】 県からの借入金残高は平成19年度末時点で1,213,173千円であるが、センター</p>	<p>平成20年度に清算した投資事業組合(第1ソフト)及び現在も運用中の投資事業有限責任組合(第2ソフト)の実績及び現状について、財団法人岐</p>	<p>【設備導入事業 債権区分の正確性】 2つの会社を同一人物が経営している場合には、債権分類は個別企業の実態に依りて評価すべきである。</p> <p>慎重な債権区分の検討により、適正な</p>	<p>平成21年3月の決算に係る債権分類に関して、個別企業の実態に依りて企業ごとに評価しました。</p> <p>同様に平成21年3月の決算に係る債権分類に際して、債務者区分を踏まえ</p>

(財) 岐県産業経済振興センター

<p>債権管理にこれまで以上に努める必要がある。</p>	<p>慎重に決定しました。</p>	<p>AKUMI工房」運営事業の一環として実施している「ギヤラリー運営事業」については、新しいデザイン文化の創出や地元産業の振興、JR岐阜駅周辺の賑わいづくりにより一定の寄与度は認められるものの、費用対効果、経済的合理性の観点から、実施方法について再検討する必要がある。</p>	<p>ラリー、アートスタジオ)の中で、県民の文化意識の啓蒙を主な目的に国内外の優れたデザインを紹介してきた「デザインギヤラリー」を、平成20年度末に廃止しました。</p> <p>また、県民参加の観点から残した「県民ギヤラリー」「アートスタジオ」についても、平成21年度より極力一体的に運用する体制とし、費用対効果の観点から効率化を図りました。</p>
<p>【設備導入事業 連約金の徴収】 現実に連約金は、原契約または契約条件緩和後の約定支払いが遅れた場合に徴収し、長期未収の発生している一部の企業については、当センター未収貸与料債権管理要綱第12条に定める充当順序により、全額支払いを受けるまでは連約金より元金、利息を優先して充当し、その後に連約金を請求することになっているものの、連約金計算の請求・徴収がなされていない。</p> <p>このため、長期未収債権について収入の都度連約金の計算を行い、請求・徴収すべきである。</p>	<p>監査を受けてから、長期未収債権の連約金について、再計算を行い、収入の都度管理を行うように改めました。</p> <p>債権管理要綱第12条に定める充当順序により、元金、利息の支払いが完了した後、連約金を請求することとします。</p>	<p>【ひだ・みのじまん振興基金助成金 特認事業の認定の妥当性の検討】 当該助成金の1団体当たりの助成額の上限は通常200万円であるが、平成19年度の対象団体には特認事業に該当するものとして500万円の交付を受けているものが1件あった。</p> <p>認定の公平性の確保や、通常の上限額の2.5倍もの金額の助成を決定するものであることも考慮すると、別途その認定の妥当性の検討が交付決定にあたり必要であると考えられる。</p> <p>特認事業として申請している案件について認定の妥当性を検討したと思われるような特段の記載はなされていないので、今後はかかる検討の結果を明記して決裁を行うべきである。</p>	<p>平成21年度案件からは、検討結果を明記し、決裁を行っています。</p>
<p>【貸倒引当金の重複】 財団は、平成20年3月31日の貸借対照表(設備導入特別会計)に自主財源により貸倒引当金92,404千円が計上されている。また、貸倒引当金とは別に、円滑化貸倒引当金167,991千円が計上されている。</p> <p>この円滑化貸倒引当金は平成15年度以後に発生した債権が信用保険制度によって一切カバーされないために果から経過的に交付される補助金と同額を計上しているものであるが、平成15年度以後に発生した債権の貸し倒れに備える引当金である点で、自主的に計上している貸倒引当金のうち61,070千円部分と重複する結果となっている。</p> <p>平成19年度に関しては該当する貸倒引当金残高61,070千円が円滑化貸倒引当金残高167,991千円を下回っているため、61,070千円を取り崩すべきである。</p>	<p>平成20年度末に円滑化貸倒引当金と重複する貸倒引当金61,070千円を正味財産に繰り入れました。</p> <p>平成20年度決算に際して、新規に繰り入れる貸倒引当金については、自主財源の貸倒引当金と円滑化貸倒引当金が重複しないように再計算して繰り入れしました。</p>	<p>【商店街競争力強化推進助成金 助成継続の妥当性の検討】 交付要綱上、複数年の助成を受けるためには、「初回の成果が良好と認められるもので、財団が果に事前協議し、特に商店街競争力強化に資するものとして適当と認める」必要があると定められており、その認定の公平性の確保のため、初回の成果の評価、果との事前協議の記録、継続の妥当性の検討が交付決定にあたり必要であると考えられる。</p>	<p>助成継続の妥当性については果と事前協議を行いその必要性について確認を行っていましたが、今後、類似事業申請分の交付決定の際には、その旨を明記します。</p> <p>なお、商店街競争力強化推進助成事業は、平成19年度で終了しました。</p>
<p>【デザインセンター「TAKUMI工房」】 デザイン情報の発信拠点としての「T</p>	<p>TAKUMI工房の3つの県関係ギャラリー(デザインギヤラリー、県民ギヤ</p>		

<p>18年度の助成金交付決定通知にかかる決裁を閲覧したところ、初回の成果の評価を実施し果と事前協議して継続の妥当性を検討したと思われるような記載はなされていなかった。今後はかかる検討の結果を明記して決裁を行うべきである。</p>		<p>日付が無いものについては、財団の収受印が押されていたが、見積時点、検査時点及び請求時点を外部証拠により明らかにするために、必ず業者に対し日付の記載を求めるべきである。</p>	<p>固定資産、物品の起案書に日付等の記載をするように再度周知徹底しました。</p>
<p>【出勤簿の運用】 出張したがその前後に出社した場合に、出社したことを示す印を出勤簿に押す職員と押さない職員があり、運用が一定していない。 財団としての運用規程を明文で定めていないことから、運用規程を定め、出勤簿の運用を一定させたうえで、出社したこと証跡として、押印するよう定めるべきである。</p>	<p>財団「就業規程」においては特に出勤簿について定められておらず、出勤簿の適正な運用を図るため「出勤簿の取り扱いについて(戦格企画本部通知)」を作成するとともに、職員に対して周知徹底を行いました。</p>	<p>【不要物品】 産業経済研究センターとの組織統合による引継ぎ資産やリースアツク資産の一部について価額の見積りが困難なため、固定資産台帳や消耗什器備品管理台帳に登録せず、不要物品として管理台帳を作成しこれにより管理されている物品がある。一方で、引継ぎ資産の一部の中には、消耗什器備品台帳に評価額ゼロで登録されているものもあり、処理が不統一となっている。償却計算等には影響しないものの、現物管理上可能な限り処理を統一すべきである。</p>	<p>顧問会計士と検討した結果、今後は固定資産台帳及び消耗什器備品台帳に基づいて不要品処分品管理台帳を作成することとし、現物管理の方法を統一します。</p>
<p>【随意契約額の子定価格に対する比率】 随意契約全体に関して、予定価格と契約金額が近似または一致している場合が多い。 予定価格をそのまま契約金額とするのは不合理であり、可能な限り予定価格よりも低い価格で交渉を進め契約を結ぶ努力を行うべきである。</p>	<p>適正な予定価格の設定になるよう精査し、予定価格より低い価格で契約できるよう努力します。</p>	<p>【パブリコンの処分】 パブリコンの大量処分が行われているが、その処分業者の決定に際し、データ消去費用の考慮が十分になされていない。見積書を入力した時点でデータ消去費用が明示されていない理由を業者に問い合わせて確認した上で決定すべきである。</p>	<p>今後は、見積書の内訳を精査し、データ消去費用についても確認することとしました。</p>
<p>【契約事務手続】 契約審査会調書を閲覧した結果、審査会調書に出席審査委員1名の押印がなされていない事例が1件あった。 審査会調書への押印は、出席の事実及び承認の意思を表すものであるため、必ず行う必要がある。 また、委託業務契約書を閲覧した結果、印紙の添付漏れが1件あった。</p>	<p>審査会調書への押印をするともに、委託業務契約書についても契約金額に応じて、収入印紙を添付しました。</p>	<p>【備品票】 日頃の現物管理や、年一回の現物実査が効率的に実施されるためには、少なくとも固定資産と消耗什器備品で同じ管理ナンバーを使用しないようにすべきである。</p>	<p>固定資産と消耗什器備品の管理ナンバーは分けて管理するように整理しました。</p>
<p>【固定資産、物品の証憑書類の日付の記載漏れ】 見積書、納品書及び請求書の各証憑書類に日付の記載がないものが散見された。</p>	<p>見積書、納品書及び請求書に日付の記載をするように業者へ依頼しました。</p>		

<p>【正味財産増減計算書における減価償却費の記載区分】 平成19年度の正味財産増減計算書において、減価償却費が経常外費用の区分に記載されているが、経常費用の事業費または管理費の区分に記載するのが適当であるため、翌期以降記載区分を変更する必要がある。 なお、事業費が管理費のいずれに記載するかは、その固定資産の使用状況により判断する。すなわち、特定の事業のために直接使用するものについては事業費の区分に記載し、各種事業を管理するため経常的に使用するものについては管理費の区分に記載するのが適当である。</p>	<p>平成20年度決算より、減価償却費については、経常費用の事業費または管理費の区分としました。</p>	<p>契約不履行の場合には支出した研究資金のほか、機械装置の価値減少部分についても損害賠償請求ができるよう契約内容を見直すべきである。</p> <p>きは、それを財団へ返還しなければならぬことを定めております。 契約不履行により管理法人である財団に損害が発生したとき（取得した機械装置等の価値減少等）も、企業がこの損害を賠償しなければならぬよう契約条項に定めました。</p> <p>審査会委員の構成員を定める「産学官共同研究助成金交付審査要領」を改正し、平成21年度の審査会委員から研究開発課職員を除外しました。</p>
<p>(財) 岐阜県研究開発財団</p> <p>結果の内容</p> <p>【理事の出席状況】 理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくべきである。</p>	<p>左記に対して講じた措置</p> <p>平成20年12月1日に施行された、新公益法人制度に係る法律により、平成25年11月30日までに新法人（公益財団）へ移行する予定をしております。このため、移行申請時までに理事の見直しをしていきます。</p>	<p>【産学官共同研究助成事業 助成対象の認定の公平性】 助成対象の認定にあたっては、公平性を保つため、助成申請団体の直接の関係者や、同団体の影響を大きく受ける関係にある者は関与しないこととすべきものと考えられる。 しかし、当該助成金認定審査会の審査委員（5名）の中には、県研究開発課の課長が含まれているため、県の収入確保あるいは傘下の試験研究機関の事業実績の確保を考慮に入れた判断を行うことにより、助成対象の認定の公平性が害される可能性がある。 従って、このようなケースにおいては、県研究開発課関係者を上記審査会の委員にしないことを明確に規定すべきである。</p> <p>「産学官共同研究助成金の交付審査要領」による審査基準の事業化評価項目のうち「製品化の見通しがあるか」を「事業化計画が明確であるか」に改正し、平成21年度助成対象からこの項目を厳格に審査して、実用化の確度の高いテーマを選定するようにしました。</p>
<p>【総務・経理部門の集約】 財団は事業拠点が4箇所に分かれており、総務経理担当者もそれぞれの拠点で1～3人程度が業務を行っているため、現在の人員は過剰と思われる。 複数の財団が統合した目的の一つに経費の削減が意図されていることから、その効果を高めるため総務・経理部門の集約に早期に着手すべきである。</p>	<p>財団の事業拠点ではそれぞれ独自の業務を実施していることから内部事情が異なりますので、完全な集約化は困難と考えますが、各事業拠点の実情や財団の今後の方向等を勘案して検討していきます。</p>	<p>【収支計算書 人件費の表示区分】</p> <p>従前の収支計算書は、支出額を事業</p>
<p>【経済産業省受託事業の企業との契約内容】 財団は企業と契約を交わすに当たり、</p>	<p>財団と企業との委託契約では、企業の責務による契約不履行の場合において、企業が委託金を受け取っている</p>	<p>契約不履行の場合には支出した研究資金のほか、機械装置の価値減少部分についても損害賠償請求ができるよう契約内容を見直すべきである。</p>

<p>主要人件費が管理費に計上されている。事業費に従事人件費が含まれないと、以下のような問題が生じると考えられる。</p> <p>(7) 事業費が本来その事業実施に必要なコストよりも少なく表示されるため、県補助金以外でその充当財源となる収入（参加者負担金、民間等からの助成金、受託収入など）との見合いで「コストに見合った収入が得られていない」あるいは「県補助金のかからない事業である」といった疑った評価が導かれてしまう</p> <p>(1) 参加者負担料の単価の妥当性の検討の元となる基礎データが歪められ、受益者負担の考え方に則した適切な料金設定が困難となる</p> <p>(4) 管理費が相対的に多く表示されるため、総支出額に対する管理費の割合が高くなり、実態以上に管理業務に無駄が多いという評価がなされてしまう</p> <p>従って、各事業費に主に従事する課の人件費を合理的な方法で管理費から区分し、各事業費に計上することが、上記のような問題を克服し、事業の実施・継続に係る意思決定や料金改定を適切に行う上で、望ましいものと考えられる。</p>	<p>費支出と管理費支出に区分して計上しており、事業に従事する職員の人件費も管理費支出に計上してきました。</p> <p>平成20年4月11日に新たな公益法人会計基準の運用指針が定められたことにより、平成21年度収支予算からこの運用指針に沿った会計基準を適用するとともに、表示区分は実態に即したもののへ見直し、事業に従事する職員の人件費は事業費に計上しました。</p>	<p>ならば、その旨を変更仕様で明示するべきであるし、また、当該変更を審査しているはずの契約審査会は、不明瞭な変更を牽制するべきである。</p> <p>【固定資産、物品の現物照会】 現物実査が実施されているものの、その結果報告資料が作成されていない。現物とリストが全て一致していたとしても必ず結果資料を作成し役席者の承認を得たうえで当該資料を保存する必要がある。</p> <p>また、消耗什器備品においても事務局が全体の現物管理状況を把握しておく必要があるため、少なくとも全件一致が否か、不一致があるならその物件名と原因の報告を要求するべきである。</p> <p>その他、当年度に実施された現物実査の結果、管理シールの貼付漏れが2件あった旨のメモがあったので、必ず、購入時台帳登録とともに現物へのシール添付がなされる必要がある。</p>	<p>内容を十分聴取してより厳格な審査に努めます。</p> <p>固定資産及び物品の現物との照会（現物実査）は、会計処理規程の規定により毎会計年度に実施していますが、現物と台帳とに差異が無かったために経理責任者への報告がされていませんでした。今後は、差異の無い場合でも現物実査の結果を経理責任者へ報告し、承認を得たうえで適正に保存することとします。なお、平成20年度の現物実査結果については、経理責任者へ報告、承認を得て保存しております。</p> <p>また、備品管理シールについては、貼付済みであることを確認しました。今後は、什器備品購入の際には台帳登録と管理シール貼付を速やかに行います。</p>
<p>【一回目の入札が不落の場合の予定価格の変更】 ドイッで行われた産業見本市への出展に係る委託業務について、一回目の指名競争入札結果が予定価格を上回ったため不落となり、予定価格変更のうえ日を改めて行われた二回目の入札で落札されている。</p> <p>経緯を見ると、二回目も不落となるのを避けるために根拠なく予定価格を増加変更させているとしか言えない。もし、予定価格の増加変更が合理的根拠がある</p>	<p>設計金額の算定においては、海外での展示実績がなく、国内展示における例等を参考としたため積算が不十分であったこと等から不落となりました。このため、業務内容を再度精査したところ必要業務の計上漏れ等があったので仕様と予定価格を変更して再度の入札を実施したものです。</p> <p>今後は、設計の際には業務内容を十分に精査する等して、この様なことのないように努めます。</p> <p>また、契約審査会においても、業務</p>	<p>【出前実験講座事業 予約の受付方法】 遠隔地の学校等を優先し、近隣の学校等に対してはできるだけ来館を促していく必要がある。</p> <p>当講座の趣旨である「遠隔地等のため来館が困難な者にも科学実験を体験する機会を提供する」ためには、いわゆる早い者順ではなく、複数の予約申込者の中から当センターがバランスを勘案しつつ選考できる制度が必要であると感じられる。そのためには、例えば3か月を超える先の予約は返予約とし、複数の学校等からの返予約を受け付け、残り3か月となった時点で当センターが地理的状况や昨年までの実績等を勘案して出前先を決定・通知し本予約とする等の工夫をすべきである。</p>	<p>当講座は、学校行事に組み込まれている場合がほとんどですが、通常学校では、行事日程を年度開始前に決定しており、当講座への予約は、前年度末又は、年度当初に集中します。</p> <p>予約が重複することもあり、その場合は地理的状况や昨年までの実績等を勘案し、優先順位を決定しているところです。</p> <p>遠隔地校等への周知は今後も継続的に行なって参ります。</p>

<p>【出前実験講座事業 受講者の負担】 効率的な運営の観点からは参加人数が多いほど一人当たりの負担額が少なくなるようにすれば、依頼者側はできるだけ多くの参加者を集めようとするため当センターの運営効率も高まると考えられる。これらを参考に合理的な料金体系を決定すべきである。</p>	<p>出前実験講座の実施は、当館への来館者増のためのPRの役割も担っていることを念頭に、受講料の積算に当たっては、合理的かつ理解の得られる額となるよう類似館の状況を参考にすると、その実施の適否を含めて検討します。</p>	<p>【入館者数 目標値の設定 (サイエンスワールド)】 今後の創意工夫をある程度織込んだ、やや高め目標値を掲げるべきである。また、年次目標を設定するに当たってはセンター独自の中期目標を定め、これを各年次にブレイクダウンする形で各年次の目標数値を設定することが望ましい。</p>	<p>入館者の年次目標は、過去の実績をもとに当該年度の運営体制や事業計画及び施設の状況等を踏まえて策定しております。今後、適正な目標数値の設定に努めます。 なお、中期目標については、果ての管理運営協定における業務の指定期間等を踏まえて今後検討します。</p>	<p>【コンテナ回数 (出前実験講座回数) (サイエンスワールド)】 平成17年度から実績が目標を大きく乖離しているにもかかわらず、それ以前の目標水準とあまり変わらない目標水準が維持されている。出前実験講座のニーズの高まりは十分に認識しているのだから、これに応じてそれなりの目標水準を設定するべきである。</p>	<p>当センターの行事計画、ワークの予約状況、職員体制、実績趨勢等を総合的に勘案してより適切な目標数値を設定してまいります。</p>	<p>【サイエンスショー、スペシャルワークショップ 平日の人員配置体制 (サイエンスワールド)】 サイエンスショー及びスペシャルワークショップとも、平日は実演のない日が相当程度生じるのであるから柔軟な人員配置体制を採り人員を削減する余地があるものと考えられる。よって、サイエンスショーの平日利用のない日は、ワークショップ関係業務や館の整理整頓等の業務に振り向けるなどして効率的な人員</p>	<p>サイエンスショーの実演のない日においては、関係者をワークショップの材料準備やプログラムの入替等に関する業務、科学図書館収蔵書籍・資料等の整理の業務に当たらせています。また、スペシャルワークショップは、2名(職員、嘱託及び日雇用等)で対応しており、利用のない日は、ワーク開発・予備実験、ワーク準備等の業務に当たらせています。 今後、柔軟な人員配置により、よ</p>	<p>配置を図るべきである。</p>	<p>【後援会の財団への統合等の検討 (サイエンスワールド)】 後援会の目的はセンターにおいて財団の目的にかなうものであることから、後援会を財団が統合して直接運営すること、特に問題はなく、むしろその方が会費収入の拡大や経費の効率化も図りやすいと考えられる。 また、後援会による運営の形態を継続するとしても、業務の性質としては、県派遣職員でないといけないものは考えられず、経済的な事業実施のためには他の職員の方が適切である。さらに、派遣法や県派遣条例との関係でも、給与の支給を受けることのできる地方公共団体関連業務と認めることが困難である当該業務に従事することは適切でないと考えられる。</p>	<p>後援会は、科学技術の振興・普及に関心を持つ団体及び個人の集まりで、先端科学技術体験センターの事業に協力するために必要な事業を行うことを目的とした応援組織であることから、財団へ統合することは適当でないと考えます。 また、財団から後援会への人的支援を、その対価を収受することについては、制度上問題があり出来ないと考えます。 このため、後援会の運営方途については、県派遣職員との見直しを含め、後援会と協議のうえ検討していきます。</p>	<p>従って、以下の事項について検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 後援会が運営する場合、財団からの人的支援の廃止</li> <li>(イ) 財団からの人的支援が必要な場合、財団は対価を後援会より収受する</li> <li>(ロ) 少なくとも県派遣職員には関与させないこととする</li> </ul>	<p>【長期に亘る同一業者への委託 (サイエンスワールド)】 同一業者による長期間の受託は、業務遂行が効率的になる一方でサービスの低下を招く恐れがあるため、指名業者の入札替えを増やす等、競争入札の実効性確保のための措置を講ずるべきである。</p>	<p>業務の特殊性等の理由により随意契約をしていた業務もありましたが、平成20年度から当該案件は全て指名競争入札を実施しています。今後、指名業者は公平性・競争性の確保が図られるよう選定してまいります。</p>	<p>【国際バイオ研究所 負担金の精算】 庁舎管理費負担金の積算資料について、精算に当たり県保健環境研究所の決算額</p>	<p>国際バイオ研究所は、県有施設に行財政産の使用許可を受けて入居している団体であり、使用許可に当たって管</p>
--	--	---	---	--	--	---	--	--------------------	--	--	---	---	--	---	---

を入手することなく、予算要求額を根拠とした金額を円単位にしたのみの金額で支出されていた。これにより、あるべき負担金額より660,738円多く負担していたと考えられる。  
超過負担金額については、県に対し返還ないし翌年度における精算時に控除することを請求すべきである。また、今後の行合管理費負担金の精算に当たっては、決算時にこうした作業漏れが生じないよう、当初より精算方法を相互に確認する必要があることに留意すべきである。

理費は、「原則として、その使用量、使用面積等に応じ、実費又は実費相当分を使用者が負担する」こととされています。  
管理費の算定については、当研究所は100%県補助により運営されており、県全体の事務の効率化の観点から、建物全体にかかる経費の当該年度の当初予算額を面積率分して徴収することとされており、  
今後の行合管理費負担金の精算については、県に確認していきます。

【役員の出勤簿の運用（国際パイオ研究所）】  
今年度の役職員の出勤簿と出張命令簿を閲覧したところ、研究所長の出勤簿と出張命令簿において、不整合が見受けられた。

(ア) 相互牽制機能を働かせるため、担当者他に総務係長を新たにチェック実施者とし、複数チェック体制としました。  
(イ) 月次チェック前に、本人による確認を行うこととしました。

当該ケー又は担当者チェック上の見落としによるものと推測されるが、こうした運用誤りのリスクを軽減するため、以下のような対策を講じるべきである。  
(ア) チェック実施者を複数とし相互牽制機能を働かせる  
(イ) 庶務担当者による月次チェックの前に、各役員本人による確認を周知徹底する

岐阜県音楽療法士の認定事業を平成23年度（受講生の研修期間平成21年度～23年度）をもって終了することとしました。また、研究事業や研究所体制等については、今後県と財団とで協議をしながら見直しを行っていきます。

【音楽療法研究所 事業の継続】  
岐阜県音楽療法士の資格は岐阜県を主として通用している資格であること等から、岐阜県の厳しい財政状況の中で事業を継続すべきか否かを再検討すべきである。

現在事例報告数の集計・分析等を行っており、平成21年度中に報告書を作成する予定です。  
また、これらの報告書は、音楽療法

【音楽療法研究所 実績数値の集計】  
年度ごとの事例報告の数が未集計であるなど、第三者に対する事例の定量的な説明ができる体制になっていなかった。実績である事例の集計が不十分な状態で

は、個別的な事例で効果を示すことはできて、も、どれだけ多くの人々に効果が上がっているのかを示すことができないため、個別事例が偶然ではなく必然であることを社会一般に認知させることは難しい状況である。地味な作業ではあるが、実証データの蓄積に加え、その統計も月次ペースが少なくとも年次ペースで行い、その結果をもとに音楽療法の有効性アピールに役立てていくべきである。

認定前研修講座の参加料）  
音楽療法研究所が行う認定前研修講座は、民間が行う類似の学習講座料金と比べ非常に安い価格設定となっている。研修事業費支出以外に間接費である管理費支出が多額に発生していることを考慮すると、受講料価格は割安であると言わざるを得ない。受講料の価格設定について再検討すべきである。

認定前講座（3年間）の受講料については、講座受講生募集時に3年間の負担額を公表しているため、中途の値上げは受講生の理解が得られ難いと考えられます。また、岐阜県音楽療法士の認定事業は平成23年度（受講生の募集は平成20年度末に終了）で終了することから、受講料（参加料）の改定は行いません。

【音楽療法研究所 専門研究講座の参加料】  
専門研究事業のうち、専門研究講座やトレーニング講座は研究所職員のほか、岐阜県音楽療法士等にも無料で参加を認めている。しかし、これらの講座は専門性が高く、一次的には参加者の専門能力の向上に資するに留まる。受益者負担の観点から相応の参加料を徴収するべきである。

専門研究講座については、講座内容を精査し、認定後研修講座への組み入れや外部への業務移管など、講座の実施方法及び有料化する場合の負担額等について検討していきます。

(財) 岐阜県教育文化財団

結果の内容  
【非常勤理事の出席状況】  
理事会においては本来出席して意見を述べることの意味があるため、できる

左記に対して講じた措置  
理事会の開催については、予め各理事の日程調整を行い、出席可能な日を理事会開催日として決めていきます。

<p>け書面表決という手段ではなく、実際に出席してもらうようにすべきである。</p>	<p>【欠席理事の対応】 理事会に欠席した2名の理事は、書面表決や表決委任といった意思表示のための代替手段があるにもかかわらず、意思表示を行うことなく単独に欠席している。何らかの事情があったとしても、通常なら書面表決はできるはずである。財団運営のため積極的な参加を促すべきである。</p>	<p>欠席理事については、事前に、書面による表決ができるよう連絡を密に対応しています。</p>	<p>である。</p> <p>【岐阜県歴史資料館 目標設定】 同館は入館者数による明確な目標設定を行っておらず、入館者実績の増減についで原因分析も十分とはいえない状況であった。どちらにもより良いサービス提供を行っていくために重要であることから、今後も展示施設の運営を続けるのであれば、毎年度入館者数の目標を明確に設定し、入館者実績の増減についての原因分析を行うべきである。</p>	<p>歴史資料館は、平成21年度から機能を縮小し、展示業務は行わず、資料の保存整理と閲覧業務を中心として運営を行うこととしました。</p>
<p>【監事の欠席】 通常理事会では、監事が2名とも欠席し監事不在で決議が行われている。議事運営の適正を担保するため、財団は監事に対して責任を十分に果たすよう注意する必要がある。</p>	<p>通常理事会開催日は、監事の出席できる日で日程調整を行った上開催します。</p>	<p>【岐阜県歴史資料館 行政文書の保存】 今後は順次デジタル情報のまま保存することができれば不十分である。岐阜県は経費節減の観点から行政文書の保存のあり方について再検討すべきである。</p>	<p>今後の課題と認識していますが、以下の理由から、当面、電子決裁を行った文書であっても紙で保存することとさせていただきます。</p> <p>(ア) 電子決裁による文書を保存する場合であっても、そのままデータを保存すればよいというわけではなく、文書を検索、閲覧を行うシステムの構築が必要であり、多額の経費が必要である。</p> <p>(イ) 電子媒体による保存は、その耐久性等に疑問がある。</p> <p>(ウ) デジタルデータの改ざんが行われないよう、充分なセキュリティ対策を行う必要がある。</p>	
<p>【生涯学習センター】 地域密着型の生涯学習は、各地域の事情等に精通している市町村が十分に推進できるのであれば、各市町村が本来行うべき事業である。しかし、必ずしも十分に推進できるとはいえない市町村がある現状を踏まえて、県は補完的に広域的な人材の育成、先導的な事例の支援、広域的な情報の提供を果たしていくべきである。</p>	<p>現在も補完的な役割を果たす事業を行っていますが、事業を絞り込んだうえで、平成21年度から人づくり文化課直営事業として引き続き行っていきます。</p>	<p>【岐阜県歴史資料館 展示】 コストを負担してまで現在の場所で常設展示館を運営し続けるよりは、むしろ機会をとらえて人の多く集まる場所等で展示コーナーを設けるといった方法を採用するほうが、閲覧者数が多くコスト負担も少ないのではないかと思われる。県は費用対効果の観点から常設展示の必要性について再検討すべきである。</p>	<p>岐阜県歴史資料館は平成21年3月末日をもって廃止しました。</p>	
<p>【二事業の目的・手法の重複】 「ぎふ・リスト音楽院マスターコース」及び「ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業」は、目的・手法がほとんど同じであり、重複した事業のように見える。 県税の活用の有効性・効率性の観点から、「ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業」の必要性について再検討すべきである。仮に継続するのであれば、協賛金や受験料といった自主財源を獲得し、県税の投入をできる限り縮小するよう努力すべき</p>	<p>両事業のあり方や実施方法については検討しています。なお、継続にあたっては、関係機関の積極的な事業への関与や協賛金等の自主財源の獲得に努めています。</p>	<p>【岐阜県歴史資料館 コミュニティルーム、企画展示室】</p>	<p>岐阜県歴史資料館は平成21年3月末日をもって廃止しました。</p>	

<p>コミュニケーションルーム、企画展示室の必要性を再検討すべきである。</p>		<p>準備会議等を含まずイベント本番における日当を対象とすることを要綱で明確に定めるべきである。</p>	
<p>【県政資料館の今後の方向性】 県政資料館は、費用対効果面及び利用者の公平性の面からも問題点があると考えられる。 従って、岐阜県は、当資料館について閉館を含めた抜本的な見直しを検討すべきである。</p>	<p>岐阜県県政資料館は平成21年3月末日をもって廃止しました。</p>	<p>【助成金認定審査会での議事録】 当該助成金認定審査会の審査委員（5名）の中には、助成対象団体の代表者が含まれている。この代表者は、当該団体に対する助成の審議の場においては一時退席していたとのことであったが、当該審査会の議事録を閲覧したところ、その記録は残されておらず、各発言の発言者名も明示されていなかった。そのため、助成対象の認定の公平性が確保されていたか客観的に判断できなかった。 従って、このようなケースにおいては、審査会の議事録において、申請団体の関係者が上記審査会の場を一時退席した事実や各発言の発言者名を明確に記録すべきである。</p>	<p>今年度開催される審査会時に、申請団体の関係者が一時退席した事実や発言者名を議事録に明確に記録していきます。</p>
<p>【伝統文化後継者育成事業における超過助成】 超過助成となっているものが2団体あった。 今後は実績報告書において助成限度額や助成対象経費を明示させる様式にするなど、チェックしやすい体制に改善すべきである。</p>	<p>超過助成となっていた2団体については、返還手続きが終了しました。 また、チェック体制を確立し対処しています。</p>	<p>【文化振興特別事業助成の助成額】 文化振興特別事業助成の助成額について、要綱上「理事長が別に定める額」と定めてあるのみであり、上限額は一切定められていない。 一定の上限額を定めるべきである。</p>	<p>助成額の上限額を設定しました。</p>
<p>【県民文化振興事業における助成対象経費】 実績報告書及び関連証拠のチェックにあたっては、助成金の精算金額の正確性の検討のみならず、対象経費として報告されているものの中に対象外経費が含まれていないかという観点でその妥当性を厳正に検討すべきである。 助成対象及び助成対象外の内容を要綱に明記し対象団体に認知させるのが適切であると考えられる。よって、内規ではなく要綱に飲食費の対象・対象外の内容を一括して明記すべきである。</p>	<p>対象外経費については、要綱で明確に定め、申請者に対してより適切な指導を行っています。</p>	<p>【収支計算書 一般会計の人員費の表示区分】 一般会計において、主要人員費が管理費に計上されている。 事業費に従事人員費が含まれないと、以下のような問題が生じると考えられる。 (ア) 事業費が本来その事業実施に必要なとなるコストよりも少なく表示されるため、県補助金以外でその充当財源となる収入（参加者負担金、民間等からの助成金、受託収入など）との見合いで「コストに見合った収入が得られている」あるいは「県補助</p>	<p>人員費の計上区分については、今後検討します。</p>
<p>【県民文化振興事業における団体内部の準備会議等にかかる日当】 本番前の段階における内部での会議は団体の自主活動そのものであり、実質的に助成対象とするのは適切でないものと考えられる。 助成対象経費となる日当については、</p>	<p>助成対象となる日当については、基準を設けていますが、要綱等で明確化し、申請者に周知します。</p>		

<p>金のかからない事業である」といった誤った評価が導かれてしまう</p> <p>(4) 参加者負担料や施設使用料の単価の妥当性の検討の元となる基礎データが歪められ、受益者負担の考え方に則した適切な料金設定が困難となる</p> <p>(5) 管理費が相対的に多く表示されるため、総支出額に対する管理費の割合が高くなり、実態以上に管理業務に無駄が多いという評価がなされてしまう</p> <p>従って、各事業費に主に従事する課の人員費を合理的な方法で管理費から区分し、各事業費に計上することが、上記のような問題を克服し、事業の実施・継続に係る意思決定や料金改定を適切に行う上で必要である。</p>	<p>平成20年度3月補正予算において、国庫補助金収入を歳入科目に追加し、国庫補助金収入を独立掲記しました。</p>	<p>が考えられる。</p> <p>上席者が実質的にチェック機能を果たせるよう、以下のような改善措置を講じるべきである。</p> <p>(7) 異動に伴う算定誤りのリスクを軽減するため、人員費算定に係る基本的事項について、財団としてのチェック項目を確立する</p> <p>(4) 上席者、担当者ともに、主要な関連規程やその改定事項について、その都度理解の共有を図るようにする</p>	<p>平成21年度から、業務委託契約については、一括して指名競争入札で実施しました。</p>
<p>【特別会計の収入の表示区分】</p> <p>収支計算書上「県補助金収入」4,869千円の中に、教育普及事業に対する国庫補助金収入1,011千円（補助率1/2）が含まれて表示されている。</p> <p>当該補助金は、県がいったん受入れているわけでもなく、財団が国に直接交付申請して受けているものである。</p> <p>よって、収支計算書上、「国庫補助金収入」として独立掲記すべきであり、今後は適切な表示に留意すべきである。</p>	<p>平成20年度において、対象者から、超過支給分を徴収し返納させました。また、担当課長、事務局長がチェックする体制を確立しました。</p>	<p>【委託業務単位】</p> <p>岐阜県美術展の会場設営等に関する委託について、「会場構成・作品展示業務」と「作品搬出入・輸送業務」とに分割されている。</p> <p>業務単位分割により予定価格が100万円以下となり、契約方法が随意契約で足りる結果となっている。</p> <p>一連の作業として同一業者に委託するのが作業効率や委託コストの面で優れているはずであるし、自然である。</p> <p>業務を区別する合理性は認められないので、今後は両業務を一括し本来なされるべき指名競争入札による契約方法に変更すべきである。</p>	<p>入札執行一覧表への転記については複数チェックを行い、ミスの生じることのないようにしました。</p>
<p>【職員の時間外勤務手当の算定誤りによる支給超過】</p> <p>平成19年度の時間外勤務手当の算定資料について、時間外勤務手当に加えて、給与月額とその地域手当に加えて、扶養手当に対する地域手当が対象者には含まれており、支給超過が生じていた。</p> <p>その要因としては、上席者のチェック機能が実質的には働いていなかったこと</p>	<p>平成20年度において、対象者から、超過支給分を徴収し返納させました。また、担当課長、事務局長がチェックする体制を確立しました。</p>	<p>【指名競争入札時の事務手続】</p> <p>入札書から入札執行一覧表への転記ミスが1件あった。</p> <p>入札執行一覧表は、全ての指名業者の入札結果が転記され比較・決定が行われる重要な書類であるので、転記ミスは絶対ないようにする必要がある。</p>	<p>平成20年度に規程を整備し、結果報告書を作成しました。</p>

成し、役席者の承認を得たうえ当該資料を保存する必要がある。

(社) 岐阜県森林公社

結果の内容

左記に対して講じた措置

【長期収支計画の公表】  
公社は、長期収支計画について県民に対して全くデタラシクローズ（公表）していない。

(治山課)  
県と公社による、長期収支の公表に向けた内部検討会を開催し、最新の試算結果を反映させた、県民にわかりやすい資料「岐阜県森林公社分収造林事業の長期収支見込みと経営改善について」を作成しました。  
当資料を森林公社のホームページで公表し、広く県民の意見を反映させる仕組みとして、メール等で意見募集を行っています。

借入金額（未払利息等を含む。以下同）は平成19年度末の公庫・県・金融機関合計で360億円を超えるほど多額である。現在の長期収支計画では借入金材の伐採収入等により全額返済できることとなっているが、長期の計画であり社会情勢や経済状況については不確実なため、将来的に岐阜県からの借入の債権放棄、または公庫や金融機関からの借入金に対して岐阜県が返済を肩代わりする可能性も否定できず、県民に対して負担を強いる可能性がある。  
公社及び県は、県民に対して説明責任を果たす必要がある。  
現在、公社では毎年最新の時価評価に基づき長期収支計画を更新しているが、公社での内部資料を更新しているに過ぎず、長期収支計画そのもの及び長期収支計画の更新内容について全く公表していない。ホームページ等で公表し、広く県民の意見を反映させる仕組みを構築する必要はある。

最新の算定因子により試算した長期収支試算結果を基に資料「岐阜県森林公社分収造林事業の長期収支見込みと経営改善について」を作成し、当資料をホームページで公表しました。また、メール等で県民の方からの意見を募集しています。

【県及び公社の方針】  
分収造林事業に対する県及び公社の方針が、環境を保全するための公益性を重視した事業なのか、採算を考慮した投資事業なのか説明およびPRが不十分な状況である。

(治山課)  
県としては、健全で豊かな森林づくりを推進するうえで、公益性を重視しつつ、環境的、経済的にも持続可能な森林づくりの施策を推進しているところ。

公益性を重視した事業であれば、広く一般県民に対して環境保全及び災害防止効果などをPRし、多額の負担を県民に強い可能性があることにに対して理解を求める必要がある。また、投資事業であればより現実的なリスクを特定して計画を作成し投資に対する回収予定額を正確に判定する必要がある。  
森林公社の問題は、全国的な課題であり、国（林野庁）が公社支援のための対策（補助金、交付金）を講じていることから、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利であるといえるため、公社を存続させ、県と公社とが連携し、次のような経営改善策を進めていく必要があると考えられる。  
(ア) 累積債務軽減のための経営改善計画を策定し、毎年、実行・評価・検証を行う。  
(イ) 所有者との間の契約変更（分収率の見直し）を集中的に進める。  
(ロ) 食害等のため今後の成長によって十分な価格での売却が見込めない森林について、契約解除、繰上げ償還等によってコスト削減を図る。  
(ハ) 収入間伐を積極的に行う。  
(ニ) 他の類似団体との管理部門の統合等を検討する。  
(ホ) 分収林の新規事業は行わない。  
(ヘ) 分収林を調査・評価し、今後の管理の継続・契約解除等を検討・決定する。  
(コ) 公社が有している森林管理機能を活用し、社会貢献の検討を行う。  
なお、上記のほか、森林公社の経営改善の課題を抱える他県とも連携して、分収林制度が抱える問題の抜本的な解決に向け、国に対して提言をしていく必要がある。

分収造林事業については、県の施策「岐阜県森林づくり基本計画」に沿った森林づくりを推進し、今後とも、森林づくりの環境保全効果、災害防止効果等の公益的機能について県民に理解が得られるように、経営改善策と併せて公社と連携して推進します。  
また、「岐阜県森林公社分収造林事業の長期収支見込みと経営改善について」を森林公社が公表中であり、今後も様々な機会に分収造林事業に関して県民に理解が得られるような活動を積極的に展開するよう公社を指導します。  
今後、公社経営の改善のために、他の都府県と連携を図り、国に対して公社支援に対する提言活動を積極的に推進します。  
(ク) 平成19年3月岐阜県から「経営改善プラン」の提案を受け、平成19年度「経営改善プラン」を策定し平成20年度から実施し、評価・検証を行っています。  
(ケ) 現在、所有者との間の分収造林契約において、非皆伐施業への転換のための長伐期化とする契約期間延長への契約変更事務を進めているところであり、今後、長期収支試算や全国の動向を勘案しつつ、分収率変更にも理解を求めたいきます。  
(コ) 食害を受けている契約地の保育事業実施については、林地を調査し、施業目的に応じない食害等の区域を除いて実施して、契約地一体が無立木地となっている訳ではなく、契約解除を必要とするまでには至っていないのが現状です。  
(サ) 間伐材の販売による中間収入の



<p>公益性（安全性）に影響を与えるものを除き、公社の経営努力で借入金金を回収できるように再度検討する必要がある。</p>	<p>営について、公社を引続き指導監督します。</p> <p>利用者拡大のためのPR活動を実施し、利用料収入の増収を図ります。また、道路の管理体制の見直し等による経費削減を検討します。</p>	<p>て森林組合以外の他の民間業者からの相見積を取るべきといえる。</p> <p>森林組合以外の業者からの相見積は現在行われていない、請負費を削減するために、他の民間業者から相見積を取り、森林組合との請負価額の決定において参考資料とすべきである。</p>	<p>約先を決定する契約制度を導入する方針です。</p>
<p>【白山林道事業の民間企業の活用（または売却等）】</p> <p>白山林道事業は、効率性にすぐれた民間企業への委託や売却も視野に入れ、民間企業のノウハウを十分に活用することを検討していく必要がある。</p>	<p>効率的な運営、また地域の活性化に貢献できる運営体制を検討するとともに、今後は民間企業のノウハウ等（民間企業のPR手法・民間企業を参画させたPR手法）を参考として、安全かつ効率的な運営に努めます。</p>	<p>【入札】</p> <p>指名競争入札の実施状況について、白山林道春季除雪事業に関しては、白山林道開通から30年以上継続して同じ業者が落札していた。落札率は、95%以上と高落札率で推移している。</p> <p>また他の事業に関しても落札率は高く、落札業者も複数年連続して落札していた。これらを勘案すると現状の入札方法では、入札の実効性が確保されていない可能性が高い。そのため指名業者の選定にあたり、地元業者に限定せずに入札を実行するなど、入札の実効性が確保されるような仕組みを整える必要がある。</p>	<p>平成21年度の事業について、地域外業者も含めた12者で入札を実施しました。</p>
<p>【理事の代理出席、書面表決】</p> <p>平成20年5月の理事会について、代理出席も書面表決もしていない欠席者が2人いる。</p> <p>欠席理事については代理出席または書面表決を促し、少なくとも情報交換を交わすようにすべきである。</p>	<p>理事会招集の際は、理事に対し本人出席が可能な場合は、代理出席または書面表決を促しています。</p>	<p>【委託料 白山林道事業】</p> <p>今後は規程の見直しを含め、委託先の選定やその単価、工数の見直しを行い、経費削減に努める必要がある。</p>	<p>委託先の選定、単価、工数の見直しを行い経費削減に努めて実施していきます。</p>
<p>【出勤簿の記載】</p> <p>専務理事の出勤状況を調査するため専務理事の出勤簿を閲覧したところ、本人による押印がなされておらず、白紙となっていた。</p> <p>専務理事は森林公社と同じフロアの隣接する(社)木曾三川水源造成公社の事務局長も兼務しており、当該公社の出勤簿には自ら押印をしていた。しかし、専務理事は(社)岐阜県森林公社の専務理事として森林公社の出勤簿にも自らの押印が必要である。</p>	<p>木曾三川水源造成公社事務局長と岐阜県森林公社専務理事の兼務職である森林公社専務理事は、両公社の共有出勤簿により一元管理としました。</p>	<p>【資産管理体制の整備】</p> <p>公社ではこれまでに取得した資産に関する不明な点が多く所有している資産に関する認識が不十分であるため、過去の固定資産台帳や取得の証憑からリストを作成し現物と突合することで実態把握を進めている段階である。</p> <p>しかし、所有資産が明らかでないことは大変重要な問題であり、どういった資産をどのような状態で有しているかを把握する事は適切な資産管理をするための前提条件である。そのため、まず実態把握</p>	<p>資産の実態を確認しましたので、今後適正な管理を実施します。</p>
<p>【保育保護事業費支出 相見積の実施】</p> <p>指名競争入札を実施し、森林組合だけではなく民間業者による施業または森林組合と民間業者との共同による施業に移行することが、現状ではすぐにはできないということであれば、その前段階として</p>	<p>平成21年度から、相見積の実施、指名競争入札の導入を検討しています。</p> <p>今後は利用間伐事業については民間業者を含めた指名競争入札に取り組み、また、森林整備合理化計画の施業受託者から見積書を徴して契約額や契</p>	<p>【資本金の確保】</p> <p>資本金の確保は、森林組合だけでは困難であるため、民間業者との共同による施業や、森林整備合理化計画の受託者から見積書を徴して契約額や契</p>	<p>資本金の確保は、森林組合だけでは困難であるため、民間業者との共同による施業や、森林整備合理化計画の受託者から見積書を徴して契約額や契</p>

<p>握を早急に完了させ、公社として所有している資産の実態を明らかにする必要がある。</p>		
<p>【固定資産、物品 資産計上】                  運如茶屋公衆トイレ発電機は、固定資産として計上すべきことが要求される。しかし現状では「白山スーパードレーン道維持補修事業費」として一括費用計上されてしまっているため、一括費用処理すべきではなく固定資産台帳に資産計上し償却処理して行く必要がある。</p>	<p>固定資産台帳に資産計上し、償却処理を行います。</p>	<p>れでは不要な資産の早期処分等が適切に実施できないため、使用状況の確認も併せて実施すべきである。                  物品に関しては、払い出しと転記のチェックは行われているが、現物との照合の証拠が一定でないため適切に実施されているか不明である。そのため物品の現物との照合についても、照合の証拠や記録に關し一定のルールを定め、規程に従って適切に実施する必要がある。</p>
<p>【備品票】                  備品票の様式が定まっていなことに加え、貼付されているものとされていないものが混在しており、規程に従った適切な管理がなされていない。そのため規定上の必要事項を具備した備品票の様式を定めた上で各資産に貼付し、適切な管理ができるよう改善する必要がある。</p>	<p>備品票を作成し貼付しました。</p>	<p>【固定資産、物品 購入】                  固定資産の購入にあたり、必要な添付書類の添付漏れ、記載漏れ、記載誤りが認められる。                  必要書類の不備については決裁が適切になされているか否かに関し疑義を抱かせるため、規程を周知徹底して改善する必要がある。                  また、平成19年8月に外付けHDDが2回に分けて個々の取得を10万円未満としたうえで相見積みなしで取得されている。2回に分けて取得された資産については、1回で取得するならば10万円を超過する場合もあるため、相見積りをとる必要がある。                  なお、固定資産や物品の取得にあたり適切な決裁を受けている案件についても、当該決裁書が決裁書綴りと固定資産管理台帳に分かれて保管されており一元管理がなされていない。そのため決裁書に關しても決裁書綴りに纏るなどルールを定め管理を適切に行うべきである。</p>
<p>【固定資産、物品 台帳整備】                  取得の記録だけでなく管理ナンバーの付与や現物照合、処分の記録等の処理も継続して行く必要がある。                  また、固定資産台帳に計上し管理することが要求されるにも拘らず費用で落とした上で備品管理台帳に計上されているものがある。そのため、当該する物品については固定資産管理台帳に資産計上し減価償却を行って行く必要がある。</p>	<p>固定資産台帳、備品台帳を整備しました。</p>	<p>【固定資産、物品 売却、除却、廃棄】                  公社では、固定資産や物品の売却、廃棄にあたり、10万円以上のもののみ決裁を受けており10万円未満のものは決裁を受けていない。しかし規程によれば固定資産や物品の売却、廃棄にあたっては金</p>
<p>【固定資産、物品 現物照合】                  公社では未だ所有資産の把握が不十分であり、固定資産の現物との照合は実施途上にあるため、現物照合が適切に実施できる環境を整備する必要がある。                  また、現状では照合に当たり現物の状態は確かめているが遊休資産か否かなどこの使用状況の確認がなされておらず、こ</p>	<p>現物照合を行ったうえで、台帳と貼付票に基づいて現物実査表を作成しました。</p>	<p>固定資産や備品の処分について規程を遵守し適正に処理します。</p>

<p>額の多寡に拘らず事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けるものとされている。そのため10万円未満のものに關しても適宜、適切な決裁権者の決裁を受ける必要がある。</p> <p>また、平成19年3月に売却の決裁を受けている車両や、同月に廃棄の決裁を受けているPC等44点など決裁を受けている事案に關しても、所定の添付資料「隨意契約説明書別紙4」が付されていないなど書類不備が認められるため改善する必要がある。</p> <p>さらに規程で求められている固定資産の売却、撤去、廃棄に關する理事長への報告書が一切作成されていない。</p> <p>そのため今後は規程に従って適切に実施する必要がある。</p>	<p>現物照合を行ったうえで、リース資産管理台帳を作成し管理票を貼付しました。</p>	<p>【理事会 本人の参加】</p> <p>直近2回の出席を求める理事会は、いずれも本人の出席だけでは定足数に到っておらず、書面表決等を加えて定足数を満たしている状況である。また、毎回欠席する理事はほぼ決まっている。円滑な意思決定や経済性の観点から、真に必要な理事に絞っていくべきである。</p>	<p>任期満了に伴う役員改選を機に、理事会への出席状況などを勘案し、数名の理事及び監事につき見直しを行いました。(平成21年4月1日～)</p> <p>また、理事会開催に当たっては、できる限り本人に出席していただけるよう日程調整を行うことにより、財団における理事会の実効性の確保に努めています。</p>
<p>【固定資産、物品 リース資産】</p> <p>公社では保有するリース資産について、リース資産台帳上管理ナンバーは付されておらず管理票の貼付もなされていない。また現物との照合も実施されていない。リース資産についても管理責任を負う以上、管理ナンバーを付した上で毎会計期間に1回以上は台帳と現物を照合しその実在性や状態を確かめて適切に管理する必要がある。</p>	<p>【OB職員の処遇】</p> <p>果を退職して団体に就職する果のOBは、県時代の役職にとらわれることなく、財団で行う業務と実力に応じた役割とすべきである。</p>	<p>【表決委任】</p> <p>表決委任を届け出た理事が一人あつたが、委ねる理事の氏名が空欄となつていて、これでは白紙委任と同じであり、どの理事の考えを信頼して表決委任を行ったかが対外的に説明できない。財団は、今後表決委任を受け付けるに当たって委任する理事の相手が特定されているか確認してから受け付けるように留意する必要がある。</p>	<p>表決委任を届け出た理事がいる場合、委任する理事が特定されているか確認してから受け付けるよう留意し、適正な表決手続が行われるよう確認を徹底することとしました。</p> <p>平成21年度より果OB職員についての職位の見直しを行い、主幹以下のOB職員の職位を主査とするなど、実際に果たしている役割に準じた職位に変更しました。</p> <p>また、併せて指揮命令系統の整備を図りました。</p>
<p>(財) 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団</p> <p>【利用件数集計方法】</p> <p>メンタルレーニングと体カトルレーニングの利用件数については、団体受付の場合その団体を1件として集計している。利用統計上は団体・個人に係わらず利用人数を積上げる方法で集計を行い設備等の利用度の指標として活用すべきである。</p>	<p>結果の内容</p> <p>左記に対して講じた措置</p> <p>メンタルレーニングと体カトルレーニングの利用件数の集計について、設備等利用度の指標として、団体・個人を問わず、利用人数の集計をとることとしました。</p>	<p>【現金払いによる利用料の管理】</p> <p>現在使用している領収書には連番が印字されており、財団の担当者が事務処理上の都合で番号を付しているに過ぎない。</p> <p>果は、例えば連番付の領収書を用意し財団に使用させる等の方法を講ずることによって、出納管理の透明性をより高めていくべきである。</p>	<p>出納管理の透明性を確保するため、平成21年1月4日から、あらかじめ通番を付した領収書を利用することとしました。</p> <p>指導記録は可能な限り記録・保存に努め、かつ、職員のみならず、広く果</p>

<p>指導内容は対価の支払いを伴う高価なノウハウであることから、可能な限り記録・保存に努めるべきである。 また、ノウハウの共有という意味では、一時的なものにしないためにも閲覧しやすし形での記録・保存を図るべきである。</p>	<p>民が閲覧できるように、ホームページ「スपोर्ट王国さぶ」に掲載していきます。</p>	<p>クを徹底すべきである。</p> <p>【「武道フェスティバルin岐阜」負担金関連証拠のチェック】 実績報告書に記載されている対象経費について、担当者は領収証などの関連証拠をチェックしていなかった。 不適切な実績報告の牽制のため、関連証拠のチェックを行う必要がある。</p>	<p>「武道フェスティバルin岐阜」負担金の対象となる経費について、交付基準を明確にするため、各申請団体に対し通知を行いました。(平成20年12月19日) また、負担金の実績報告において、関連証拠として領収書の添付を必須とし、事業報告の内容の確認を行いました。</p>
<p>【指導者養成派遣事業 研修報告書】 公費により研修を受ける者にとっての結果報告は義務と考えるべきであり、また本人にとっても結果報告書の作成を通じて研修内容をふりかえる良い機会となるはずである。さらには研修に参加しなかった者にも、その報告書の閲覧を通じて知識・ノウハウを取得する機会が得られることから、財団は研修結果報告書の確実な提出を求めていくべきである。</p>	<p>全ての研修参加者に対して、「研修結果報告書」の確実な提出を義務付けることとしました。当該報告書を職員及び県内指導者が自由に閲覧可能な状態とすることにより、広く知識・ノウハウの蓄積・共有に努めます。</p>	<p>【スपोर्ट教室参加料収入 参加者負担金の適正化】 テニス、水泳、アクアビクスなど各種目の教室を開催しているが、これにかかわる参加者負担金は、単価が種目にかかわらず1回当たり700円と、民間企業が行っている同種の教室に比し非常に安価な水準にあると考えられる。 当該事業の総コストは参加料収入を大幅に上回っているといえるので、必要なコストを勘案し、適切な受益者負担を求めるよう検討すべきである。</p>	<p>スपोर्ट教室は、生涯スポーツの普及振興のために大きな役割を果たしており、総合的な視点から現行の料金設定を維持しています。 平成20年度のスपोर्ट教室の参加率は51%であり、参加者数の少ない教室の統廃合により、参加率を高めるともにコスト削減を図りました。 その結果、平成21年5月開催の前期コースにおいて、参加率66%と改善がみられました。今後とも魅力あるスपोर्ट教室を企画し、より一層の参加者の増加及びコスト削減に努めます。</p>
<p>【優秀指導者配置事業 実績の蓄積】 各選手に対する指導の効果をより高め、良い成績に結びつく確実性を少しでも高めるためには、指導を受けた各選手に対して、毎回「何を学んだか」、「自分の問題点は何か」、「今後何に取り組みか」といった受講レポートを提出させるべきである。また、財団は提出されたこれらのレポートを多く蓄積することにより、問題点の克服方法等を共有でき、選手層全体のレベルアップにつなげることができるとは思われる。</p>	<p>優秀指導者から指導を受けた各選手に対して、意見・感想・効果等を記録した「受講レポート」の提出を求めることとしました。レポートを蓄積しながら、優秀指導者と連携を図ることにより、問題点の克服方法等の共有、選手層全体のレベルアップを図ります。</p>	<p>【職員の超過勤務手当の算定誤りによる支給不足】 平成19年度の4月から11月分の地域手当の調整率が当年度適用率である2%ではなく前年度適用率である1%で算定されていた。これによる超過勤務手当の不足額は31千円であった。 その要因としては、上席者のチェック機能が実質的には働いていないことが考えられる。 上席者が実質的にチェック機能を果たせるよう、以下のような改善措置を講じることが必要である。 (ア) 異動に伴う算定誤りのリスクを軽減するため、人件費算定に係る基本</p>	<p>不足分については、昨年度追給済みですが、関連規程の改定事項等について遺漏のないよう周知・徹底を行いました。 今後、内部牽制・内部管理の一層の強化、給与事務に携わる職員の資力の向上並びに給与事務に対する実務能力の向上に努めます。</p>
<p>【「武道フェスティバルin岐阜」負担金対象経費】 交付要綱に定められている対象経費に該当しない性質の経費が申請されているにもかかわらず、交付決定がなされてしまっている事例が見受けられた。 当該負担金事務担当者及び上席者のチェック機能が実質的に働いていなかったと考えられる。交付決定に当たっては、収支予算書における対象経費と申請額のチェッ</p>	<p>武道フェスティバル事業が効率的かつ経費節減が図られるよう対象となる経費について再検討し、「スपोर्टイベント事業負担金交付要綱」を一部改正しました。(平成20年11月21日) 平成21年度の負担金の交付決定にあたっては、当該要綱に従い、負担金交付決定に係る事務処理を適正に行い、担当者の上席者がダブルチェックを行うなど、審査機能の強化を図りました。</p>	<p>【職員】 平成19年度の4月から11月分の地域手当の調整率が当年度適用率である2%ではなく前年度適用率である1%で算定されていた。これによる超過勤務手当の不足額は31千円であった。 その要因としては、上席者のチェック機能が実質的には働いていないことが考えられる。 上席者が実質的にチェック機能を果たせるよう、以下のような改善措置を講じることが必要である。 (ア) 異動に伴う算定誤りのリスクを軽減するため、人件費算定に係る基本</p>	<p>不足分については、昨年度追給済みですが、関連規程の改定事項等について遺漏のないよう周知・徹底を行いました。 今後、内部牽制・内部管理の一層の強化、給与事務に携わる職員の資力の向上並びに給与事務に対する実務能力の向上に努めます。</p>

<p>的事項について、財団としてのチェック項目を確立する</p> <p>(4) 上席者、担当者ともに、主要な関連規程やその改定事項について、その都度理解の共有を図るようにする。</p>		<p>る</p> <p>(4) 管理費支出が相対的に多く表示されるため、総支出額に対する管理費支出の割合が高くなり、実態以上に管理業務に無駄が多いという評価がなされてしまう</p> <p>従って、各事業費に主に従事する課の人員費を合理的な方法で管理費支出から区分し、各事業費に計上することが、上記のような問題を克服し、事業の実施・継続に係る意思決定や料金改定を適切に行う上で必要である。</p>	
<p>【職員の出勤簿の運用】</p> <p>専門職職員の出勤簿において、勤務表兼出張回、自家用車承認書旅行命令書では「公休日」となっているが、出勤簿上は「出張」となっており、また事務所に出勤したことを示す本人の押印もなされているケースが見受けられた。</p> <p>運用誤りのリスクを軽減するため、以下のような対策を講じるべきである。</p> <p>(ア) チェック実施者を複数とし相互牽制機能を働かせる</p> <p>(イ) 庶務担当者による月次チェックの前、各職員本人による確認を周知徹底する。</p>	<p>全職員に対し、勤務表兼出張回、自家用車承認書旅行命令書及び出勤簿の記載・押印について、出勤・出張時に遺漏なく処理するよう指導を行いました。また、庶務担当者に由るチェックのほか、複数職員がチェックを行うなど、相互牽制機能を強化しました。</p>	<p>【長期に亘る同一業者への委託】</p> <p>平成元年から継続して同一業者が落札している業務もあり、指名競争入札の実効性が失われている可能性がある。指名業者の入れ替えを増やす等、競争入札の実効性確保のための措置を講ずる必要がある。</p>	<p>指名競争入札の実効性を確保するため、仕様書の内容の見直しや指名業者数を増やすなどの見直しを行いました。その結果、平成21年度の業務委託契約において、前年度と比較して落札率が下がったものがありましたので、今後指名競争入札の実効性確保に努めます。</p>
<p>【収支計算書 人員費の表示区分】</p> <p>主要人員費が管理費支出に計上されているが、実際には各事業費に計上されている事業に關与する職員が多数おり、これらの職員は事業費支出で計上されている各事業に主に従事している。</p> <p>事業費支出に従事人員費が含まれないと、以下のような問題が生じると考えられる。</p> <p>(ア) 事業費支出が本来その事業実施に必要なコストよりも少なく表示されるため、「コストに見合った収入が得られていない」あるいは「県補助金のかからない事業である」といった誤った評価が導かれてしまう</p> <p>(イ) 参加者負担料や施設使用料の単価の妥当性の検討の元となる基礎データが歪められ、受益者負担の考え方に則した適切な料金設定が困難となる。</p>	<p>県の予算編成上、事業費には人員費を含めていませんが、事業費支出を適正に把握するため、平成20年度決算を基に、各職員がどの事業にどのくらいの割合で従事しているかを精算し、人員費決算額を按分して各事業費に加算することにしました。</p> <p>これを参考に、各事業の実施・継続に係る意思決定等に活かしていきます。</p>	<p>【契約事務手続】</p> <p>委託業務契約書において、印紙税18,000円の過払いが1件あった。単純な手続ミスであり、割り印の押印前に契約書が上席者によってチェックされれば防げるはずである。</p>	<p>割り印の押印前に、上席者が契約書に貼付する印紙額の再チェックを行い、再発防止に努めています。</p>
		<p>【物品購入起案書の決裁日付等の記載漏れ】</p> <p>起案書に決裁日付、施行日付及び保存期間が記載されていない事例が散見された。調書管理を適切に行うため、これらの記載を必ず行う必要がある。</p>	<p>起案書には、その都度、決裁日付、施行日付及び保存期間を記載するように周知しました。また、文書施行時には複数の者がチェックし、記載漏れがないよう調書管理を徹底していきます。</p>
		<p>【不用決定手続き漏れ】</p> <p>物品処分等調書について、不用決定手続を経ていないのに既に廃棄されている消耗什器備品が数件あった。特に、国際交流員に貸与していた全自動洗濯機・冷蔵庫については、帰国時に無断で処分さ</p>	<p>国際交流員に対し、帰国時に無断で物品を処分しないよう指導しました。その後も折を見えよう指導し、繰り返し確認するようにしています。また、各担当へ備品一覧表を配布し、適正な物品管理に努めています。</p>

れており、今後このような事が起きないよう事前に交流員に説明しておく必要がある。

平成二十一年九月九日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜県文芸社